

令和5年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和5年12月8日 午前10時00分 開会  
午後 3時53分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠	監査委員事務局長	吉村浩尚

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 3番 柴田三乃 4番 坂本剛司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、10番、谷原一安議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** 皆様、おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。日本共産党の谷原一安です。よろしく願いいたします。

1つ目は、子育てしやすいまちづくりについて。2つ目は、内部統制と行財政改革の課題について質問してまいります。

これよりは質問席にて行います。

**川村議長** 谷原一安議員。

**谷原議員** それでは最初に、子育てしやすいまちづくりについて、幾つかの課題を取り上げて質問してまいります。最初に市長にお伺いいたします。2022年度の東洋経済新報社による全国住みよさランキング、子育てしやすい自治体として、葛城市は大変高い評価を受けております。阿古市長は、5つの小学校区で市政フォーラムを行われました。その際にも、このことも触れられてお話いただいていますけれども、こうした評価をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。簡潔に、端的に、よろしく願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** まず、フォーラムのときにお話ししていたのが2022年やったかどうかは分かりませんが、2023年では、子育てしやすい自治体の全国偏差値評価が22位、近畿圏では1位という評価をいただいております。私自身は、葛城市のまちづくりを行う上で、子育て世代だけに特化したまちづくりを行っているものではありません。当然のことながら、全ての世代に対してのまちづくりを行っておりますから、たまたま、東洋経済新報社が子育て世代を切り抜いても、そのような評価をいただいているという認識でございます。ですから、住みよさランキングでも、全国では34位という評価をいただいているのは、まさにそこでございます。ということは、何かといいますと、子どもたちだけではなく、子どもたちの保護者も全て含めております。それと、教育環境や福祉環境や自然環境や、安心度もそうですし、あらゆる分野における環境が子育てしやすい自治体であるという評価であるという、それは全体としての正当な評価をいただいているという認識を私は持っております。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。近隣市から若い子育て世帯が、新築住宅を求めて葛城市に大変多く転入されてこられています。それも葛城市が住みやすいという評価の1つの大きな表れだろうと思います。全ての世代にわたって住みよいまちをつくっていくという阿古市長のお考え、これは誰も納得するところではないかと思えます。しかしながら、実際に転入されてこられた若い世帯の方々は、前の市と比べて、葛城市の子育て施策が遅れていますよという厳しいご指摘を、幾つかの課題でいただいております。それは、私、大変残念だと個人的に思っています。やはり、葛城市は大変住みやすいまちだし、限りある財政の中で精いっぱいやっているわけですから、全てにわたってとはいきませんが、やはり移り住まれた方々の期待値が大きい分だけ、それだったら葛城市も、その部分は今後頑張っていきたいと思います。ということで、改善していただくということをお願いしたいと思うんです。

具体的に取り上げてまいります。1つは、休業日中、土曜日、主には夏休みなんですけれども、学校の休業日中の学童保育所の開設時刻について伺います。まず最初に、小学校の登校時間について伺います。集団登校で最も早い場合、小学生は何時頃に小学校に到着していますでしょうか。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 教育部の井上でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

ただいまのご質問でございます。各学校からは、保護者には、午前7時55分頃から午前8時10分の間に登校するようにお伝えしております。最も早い場合は、午前7時45分頃に到着されます。そのため、各学校では門を開けて児童を受け入れているところでございます。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。午前7時55分から午前8時10分頃までに登校するというので、早い場合は、午前7時45分頃に登校されているグループもあるということでした。

それでは、次にお伺いしますけれども、土曜日も含めてですけれども、夏季休業日中の学童保育所は、何時から子どもを預けることができるようになっているのでしょうか。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いたします。

さきのお問いに関しまして、夏季休業中につきまして、学童保育所は午前8時30分から開所しております。ただし、延長保育として朝は午前8時から開所しております。お願いたします。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。学童保育所、夏季休業日、土曜日については午前8時30分からというふうになっていると。ただし、延長保育で、早朝の延長ということで、費用がかかりますけれども、午前8時から預けることができるということでもあります。そこで伺いますけれども、近隣市、大和高田市、香芝市、橿原市、御所市ということになるかと思えますけれども、その状況、近隣市はどうなっているか、伺います。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 近隣市につきましては、葛城市を除きます県内11市を確認させていただきました。長期休業中の朝の開所時間につきましては、午前8時からが7市、午前7時30分からが4市となっております。お願いいたします。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 4市について具体的に分かりますか。分からなかったらこちらで……。

**川村議長** 答弁できますか。許可します。

**谷原議員** できるのだったらお願いします。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 今、手元に持っております資料に基づきますと、大和高田市、樫原市、香芝市と宇陀市ということで資料のほうはいただいております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 11市の中では、4市が午前7時30分から実施されていると。4市のうち3市は、葛城市に隣接している市であります。葛城市に転入してこられる若い世帯も、これらの市から在住の方が多いと聞いております。そういう状況になっているんです。そのために、夏季休業日中、土曜日もそうですけれども、学童保育所の預かり時刻を早めてほしいという保護者の声があります。これについて承知されているかどうか。そういう声が行政のほうにも届いているかどうか。このことについてお伺いしたいと思います。届いているのであれば、その理由、どのようなことをおっしゃっているか、お聞きします。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 先ほどのお問いに関しまして、長期休暇中の預かりの開始時間につきましては、要望をいただくことはございます。学校に登校する時間と同じ時間に家を出発し、子どもを家から出したいという希望は推測しているところでございます。学童保育所への安全な登所の方法なども含めて、今後、研究の余地はあると考えております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 要望は届いているということでありました。なぜ、そういうふうに、通常の学校に送り出す時間で学童保育所に預けたいかということ、非常に切実な問題があります。と申しますのは、主にお母さん方が多いと思いますけれども、お子さんを送り出した後、仕事に出かけられる。そうすると、会社の始業時間があります。それに間に合わせる時間で、大体午前7時30分を過ぎたら出られると。ところが、土曜日、夏季休業日中になると、葛城市は早くても午前8時ですから、そこまでお子さんを、学童保育所へ行くまでの時間が必要となってきます。どうしても仕事に間に合わない場合は、ご近所の方に頼まれて送っていただいたりされています。中には、こういう方がいらっしゃいました。夏季休業日中が始まる前に仕事を辞めざるを得ない。学童保育所が手当て、午前8時からなので、前は午前7時30分までに預かってくれる市にいた。ところが、葛城市に来たら午前8時になった。仕事を辞めざるを得なくなりましたという保護者がおられました。しかも、仕事を探した場合に、近隣市はそういう時間帯になっていますから、仕事が限られると。葛城市が午前8時になっているために。職選びも、葛城市では、お母さん方が働くときに限られているんだということなんです。これ、結

構深刻な問題だと私は思います。だから、近隣市がこういう状況にあるから、労働環境、雇用環境もそういう環境で動いているということなんです。その中で葛城市が午前8時からということは、これは何としても変えていただきたいと。非常に強い切実な要望を聞いておりますので、このことについて見解をお伺いしたいんです。実は、これは平成29年の第4回市議会的一般質問、それから、次の会の平成30年第1回の市議会的一般質問で、杉本議員も延長保育のことについては質問されているんです。それからかなりたっているわけですから、これについて、状況もそういう状況に今はなっておりますので、ここで見解をお伺いしたいと思うんですが、土曜日、夏季休業日中の学童保育所の預かり時刻を近隣市と同様の時間帯に早めることについて、葛城市としてどのようにお考えか、見解を伺います。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 今回も利用者の要望については十分に理解しております。預かり時間を延長するためには、職員の確保が最も解決しなければいけない課題となっております。この課題を解決するために、今後も研究していくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今、先ほど、杉本議員が、もう今から五、六年前です。質問されて。同じ答弁です。だけど、他市はどうですか。近隣市、全部やっているんじゃないですか。何で葛城市だけが確保できないんですか。こんなんおかしいですよ。これは、私は、直ちに改善すべきだと思います。これは怠慢です。近隣市は全部やって、そういう状況になってしまったんだから、そういうことを前提に地域の雇用環境が生まれてきているわけですから、葛城市に住んだために、そういう労働、雇用環境から不利益を被っているということになるわけですから、これについては、きちっと早急に改めていただきたいと思います。

次に、妊産婦の医療費助成について伺います。葛城市在住の方で出産されている方は何人いらっしゃるでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。本日はよろしくお願いいたします。

葛城市在住の方で出産された方の人数でございます。令和2年度は270人でございます。令和3年度は306人、令和4年度が247人となっております。本年度、令和5年度につきましては、9月末時点で121人という状況でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 葛城市内に産婦人科はございますでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 葛城市内には産婦人科はございません。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ぜひ誘致していただきたいと思います。過去、産婦人科があったときがありますけれども、閉院になりました。そういう声が市民の方々からもあったと思いますけれども、誘致についての取組、これまでどうだったかということについてお伺いします。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 産婦人科病院の誘致でございますが、現在誘致は行っておりません。これまでの取組としまして、周産期医療体制の充実のため、平成21年度から、市町村と県で奈良県産婦人科一次救急医療事業を実施しており、安心して妊娠、出産ができるように、休日、夜間の救急時に受診できる産婦人科の医療機関の確保を行っております。奈良県産婦人科一次救急医療事業では、奈良県下39市町村が参加し、県内13産婦人科の当番制を実施しております。葛城市では、産婦人科一次救急負担金として、本年度、令和5年度に予算136万6,000円を計上しております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今、説明がございました一次救急医療事業につきましては、救急搬送時にたらい回しのような形で妊婦さんが亡くなるという事件があって、奈良県を挙げてこの事業に取り組んでいるわけです。ですから、当然、安心ができるような体制は県で組んでいただいているわけですが、私が聞いておりますのは、産婦人科が市外にあるために、通院がなかなか大変なんです。特にタクシーで帰らざるを得ない場合もあって、遠くまで行かなくては行けないと。実は、これは産婦人科医が少なくなって、なかなか、全国でも問題になっていますけれども、やっぱり妊婦さんということで、医療機関がお薬を出すときも配慮しなければならないために、当然、産婦人科にかかりたいというのが妊婦さんの希望だと思うんですが、国のほうは、内科医、近隣の医者にも妊婦さんを診てもらえるように妊婦加算ということをやって、一定、インセンティブを与えて、ご近所の医療機関でも妊婦さんを診てもらえるというふうなことをしようとしたんですが、これが妊婦加算になったことで負担になるということで、厳しい批判があって今ストップしていますけれども、つまり、妊婦の方の医療、大変負担が大きいという現状があります。そこでお伺いしたいんですけれども、子どもの医療費助成は今、市町村でも大きく進んでいます。子どもの医療費助成の次なんです。妊産婦の医療費の助成制度について、今、全国でどのような状況になっているか。お願いします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** おはようございます。市民生活部の前村です。

本年6月時点で、18都道府県、178の自治体で実施。このうち、青森県、岩手県、栃木県、新潟県の4県は、全市町村が実施。近畿圏では、和歌山県内の2町で実施されている状況でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。なかなか大きい課題ではあります。これはやっぱり県とか国のレベルの問題が大きいと思うんですけれども、これについて葛城市として、産婦人科がないまちでありますから、妊産婦医療費助成制度の創設を県に働きかける、あるいは葛城市単独でも創設すべきと考えますけれども、ご見解をお伺いします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** いろいろな助成の仕方があると思いますので、研究させていただきたいと思いません。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。次に、産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業についてお伺いしたいところなんですけど、時間が押していますので、これは割愛させていただきます。葛城市は産婦人科がないんですけれども、産前産後家庭支援ヘルパー派遣制度については、他市と比べても、こういう制度を設けてかなり頑張っているところですが、土日がないということで、これは他市でもないんですけれども、そういう要望があることだけお伝えしておきます。

次に、地域子育て支援拠点事業についてお伺いいたします。地域でお子さんをみんなで育てていこうということで、今、地域子育て支援拠点事業というのが葛城市でも取り組まれています。その中心的役割を担うのが子育て支援センターでありますけれども、これはどのような役割を持っているセンターでしょうか。お願いします。

川村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 子育て支援センターにつきましてご説明させていただきます。子育て支援センターとは、乳幼児とその保護者が交流することができる場所で、自由に遊べる場と悩みを相談できる場を提供しております。子育ての相談につきましては、専門職員が行い、情報提供や助言を受けることができます。また、単に遊ぶ場所という意味合いだけではなく、きめ細かい相談に応じながら、必要な場合は、ほかの子育て支援サービスにつなぐということも行っております。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 葛城市における子育て支援センターの土日の開催、土日の利用はどのようになっているでしょうか。

川村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 土日の利用につきましては、磐城児童館におきまして、令和4年5月からは第2土曜日も開催し、令和5年4月からは、第2土曜日、第4土曜日につきまして、つどの広場を開催しております。お願いいたします。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 全ての土日に開催できないのはなぜでしょうか。

川村議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 子育て支援事業の必要性や利用者の要望は理解しております。ただし、現在は、利用時間の拡大には、人員の確保が最も解決しなければならない課題となっております。専門職である上に、土日も勤務できる人材を集めることについて、今後も引き続き研究してまいりたいと思います。よろしくお伺いいたします。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 おっしゃるとおり、ベテラン保育士などが、いろんな市町村では、この開設、運営に当たっておられるわけでありまして。ただ、先ほどありましたように、支援センターの役割は2つ大きくあると。1つは、遊びを通じて親子が交流できる。子ども同士だけではなくて、親御さん同士も遊び場で交流ができると。それから、子育ての悩みを相談できると。2つの大きな機能があるということになると思います。私は、葛城市、確かに今、待機児童が出て、そ

の大きな原因が保育士の確保ができないということですから、保育士が確保できない状態の中で、支援センター、土日も含めて、保育士をそこに充てるというのは大変困難だということは非常によく分かるんです。分かるんだけど、そのままずっといくと、土日にしか利用できない保護者が大変多いんです。何かというと、平日は働いているから。平日働く。お子さんを遊びに連れていくのは土日となるわけですから、土日に子どもがたくさんいて、乳幼児がたくさんいて、そういうお母さん方もたくさんいるところに行って、お互いお友達をつくりたい、そういう要望を持っているような保護者は大変多いんですが、土日に利用できないものだから、ほとんど子育て支援センターが利用できないと。やっと、月1回から2回、本当に努力していただいて開いていただいていることには感謝するんですけども、やっぱりニーズに追いついてない。

そこで、今は、子どもを、乳幼児を室内で遊ばせる。親御さんは、ベンチなんかには座ってほかの親御さんとおしゃべりできるような、そういう民間の施設が増えているんです。有料で。つまり、外ではなくて室内で、遊具が置いてあって、安全に遊ばせられると。結構高いお金を出してそこへ行かれる方がいます。ある市においては、市が補助を出している。その会場へ行く、有料だから。そんなことが起きているんです。それはなぜかということ、そういうニーズがあるんです。本来は、地域に子育て支援センターがあって、そこが受け持つところ。ところが葛城市は、保育のニーズが逆に増えています。人口も増えているわけですから。ほかの市町村は今、保育所がどんどん閉所になっていっています。統廃合されています。そこで、閉所した保育所を利用して、そうした子育て支援センターをつくっている。そういう自治体が大変増えているんです。そこには保育士もいらっしやると。ところが葛城市は、現状としてそういうことができないわけです。できないけれども、雨の日に子どもを遊ばせに行くところが葛城市ではないということを知っています。それだったら、遊び場だけでもつくりませんかというのが今回の提案なんです。遊び場だけでもつくっていく。こうしたことについての見解をどうお考えか、お伺いしたいんです。室内で子どもが遊んで、親子が交流できると。お友達もできると。そういう遊び場を葛城市としても提供する、開設すべきだと考えるんですけども、これについてのお考えを伺います。

**川村議長** 特定した遊び場という形ですか。

**谷原議員** そうですね。じゃあ、具体的にいきましょう。実は、葛城市にそういうスペースが今、少しあります。1つは、道の駅かつらぎの木育・情報棟であります。ここは木育ということで、木のおもちゃとか、木のボールのプールが置いてあります。半分は観光ボランティアの方の詰所と、テーブルが置いてあって、そこでいろんな作業をされる。パソコンを見られるような外来の方もいらっしやいますけど、奥のほうはそういうスペースになっております。だけど、ここなんかも、私は非常に最適だと思います。いろんな方が来られるのに。観光ボランティアの方に聞くと、やはりお子さん連れの親子連れが入ってこられると。だけど、あそこに木のボールがあるんです。プールがあるんですけど、それを投げたりして危ないと。よく注意するんですけど。それぐらいの遊びしかできてないので、もっと安全に、木育ということであれば、そういうものを置いてもいいですし、安全なスペース利用ができるのではないかと

と思うんですけども、これについてお伺いします。

**川村議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

道の駅かつらぎの木育スペースの利用状況について答弁させていただきます。観光インフォメーションが開館している午前10時から午後5時までの間、常時開設しております、自由にご利用いただいております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 利用いただいている状況なので、今日初めて提案しましたのであれなんです、ぜひ考えていただきたいんです。あと、二上山ふるさと公園ですね。公園館の利用状況はどうなっているか、お伺いいたします。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。よろしくお願いいたします。

二上山ふるさと公園館の利用状況でございますが、毎週火曜日、水曜日が閉館日となっております、土日、祝日は開館しております。開館時間については、午前9時から午後5時まで利用可能でございます。また、休館日の火曜日、水曜日が祝日となった場合についても開館しております、職員が配置しております。開館日は職員が出勤しておりますので、窓口対応は可能となっておりますという状況でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 二上山ふるさと公園、大変多くの親子連れが、晴れた日には遊びにこられます。二上山ふるさと公園館ですけども、十分な利用状況になってないと私は思っています。スペース的にうまく利用できてない。ここを雨の日でも、入ってお子さんが安心して遊べると。晴れた日は公園で、雨の日は公園館でも遊べると。ここは農畜産物処理加工施設、道の駅「當麻の家」がありますから、そこでお買物もできるわけですし、先ほど道の駅かつらぎのことも申し上げましたけれども、人が集まる場所、スペースがあると私は思っていますので、ぜひ、検討していただきたいと思います。

それから、続いて、今、當麻複合施設の設計段階に入っているというふうに思いますけれども、複合施設の中に図書館と文化施設等ができるわけですけども、ここでも、ワークショップなどでもいろんなことが報告されていましてけれども、やっぱりちょっとしたスペース、そこに親子が遊べるような、くつろげるような、そういうスペースを設ける計画があるかどうか、このことについて伺います。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

市民の方々のご意見を聞き取りさせていただいている中におきましても、雨天時に親子が遊べるスペースについての要望をいただいておりますので、現在進行しております當麻複合施設整備に係る設計業務の中におきまして検討を進めているところでございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。私としては、たくさん、そういう場所が身近なところにあるのが

大事だと思うんです。先ほど言いました、市町村で保育所を統廃合しているところは、保育所があるところにそういうをつくっていくという、身近なところにそういう場所をつくられてきていますので、葛城市においても、そういうスペースをできるだけ、子どもたちの成長のためにも、有効利用していただきたいと思っております。また、當麻複合施設については、私としては、恐らく3階部分になるんだろうと思うんですが、教育委員会の事務局が入るということで、土日は閉まるんです。図書館、文化会館、土日は開いていて、3階のうちワンフロアがほぼ閉まってしまうと。こういう複合施設の在り方については、私は、もう一回、練り直してほしいという思いを持っていますので、これは議会でも議論しているところですので、ぜひ、議員の皆さんにも考えていただけたらと思っております。

続きましては、今度は保育所の問題です。葛城市でも公立保育所の統廃合が行われております。そこでお伺いしますけれども、當麻第1保育所、磐城第1保育所ですか。閉所がもう計画されているわけですが、その跡地利用についてはどのようにされているかということ、閉所の計画がどうなっているのか。当初計画どおり閉所するのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 當麻第1保育所と磐城第1保育所につきましては、建築から約45年が経過しておりまして、老朽化が進んでいることもあり、民間のお力を借りながら、令和4年度には、民間の小規模保育所2か所が開園し、令和6年度には、民間の認定こども園が開園する運びとなっております。磐城第1保育所につきましては、令和6年4月から磐城認定こども園に移行運営することから、令和6年3月31日をもって、また、當麻第1保育所についても、令和10年3月31日をもって閉所する予定となっております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 磐城第1保育所については、近々に閉所になっていくわけですが、跡地について計画はあるのでしょうか。検討されているのでしょうか。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 跡地利用につきましては、現在、當麻第1保育所も含め、検討中となっております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ぜひ、私は、跡地に、やはり保育所施設であったところですから、そういうことについて設置することがふさわしいと思っているんですけど、このことについてまだ計画中ということですが、お考えを伺わせてください。

**川村議長** 中井こども未来創造部長。

**中井こども未来創造部長** 跡地につきましては、葛城市として必要な利用の方法を、関係機関とも調整しながら、研究していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 今日は、幾つか子育て支援についての課題について申し上げてきました。最終的に、私は、子育て支援センターをつくるには、しっかりとした人材が必要だと。私は、他市の事例も見

まして、大体公立保育所の所長をやった方、ベテランの保育士がどんと座って相談業務等を行っておられるのを見て、非常に感銘を受けたことがあります。そういう意味でも、人材育成という観点から、この間、葛城市の保育所の所長問題を取り上げてきたわけですが、やはり子育て施策、総合的に、計画的に、長期を見通してやっていく必要があると私は考えておりますけれども、市長に最後に、総合的、計画的に子育て支援の充実を図ることについてのご見解をお願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろご提言いただきまして、ありがとうございます。葛城市の子育て施策は、全体的には非常に高水準であるという認識を持っております。先ほどご指摘いただきました、学童保育所の夏休み等の開園時間の問題等もありますが、施設の設定の整備状況や利用料については、非常に低単価、高施設で準備をさせていただいている。全体としては非常に高いんですけども、個別の案件につきましてどのような対応ができるのかというのは、これからの課題かなと思ってお話を聞きしておったところでございます。今後の子育て支援に関する事業の計画につきましては、令和7年度からの第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、それぞれの課題を洗い出し解決するため、方向性についての目標と施策などを、総合的かつ計画的に定めてまいりたいと考えておるところでございます。ただ、1期、1期に実は計画は立てるんですけども、その間に大きな変化が起こる場合がございます。例えば、国が消費税を8%から10%に上げるときに保育料の無償化の話が出ました。そういう場合ですと、幼稚園から保育要望のほうにシフトするような状況も起こります。また、大きな社会状況の変化によって、どのような対応の仕方をするのかということは、これは臨機応変な対応が求められる。ですので、総合的な対応、全体としての対応の仕方と臨機応変的な対応が混在した形の対応を進めていく必要がある。時代は移り変わっていきますし、また、地域の社会状況も変わってきますので、その状況に応じた、臨機応変な対応ができるような形も必要であるのかなという認識を持っております。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 令和7年度に向けて、子ども・子育ての計画、3か年の計画を立てるということで、準備するということですので、議会としても、ぜひ、こうしたところに市民の皆さんの声がしっかり反映された計画になるように、私も努めてまいりたいと考えております。

それでは次に、内部統制と行財政改革の課題について質問します。まず最初に、葛城市における物品の管理について伺います。葛城市は、物品管理に当たって、物品の管理規則を定めておりますでしょうか。

**川村議長** 林本総務部長。

**林本総務部長** 現在、葛城市では、物品管理に関する例規等については定めておりません。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 定めがないということですのであります。しかし、物品は、市民の税金による葛城市民の財産でもあるし、葛城市の財産であります。ちゃんと管理するのは当たり前で、国のほうは、物品

管理法など法によって厳格に定めているところがあるわけでありまして。それが、規則がないということでもありますので、どのような管理になっているかということについて疑問があります。そこでお伺いします。葛城市では、物品の管理、それから照合、備品台帳は備え付けるといのは葛城市の会計規則にありますから、備品台帳はちゃんと作られていると思うんですが、物品の管理では照合をちゃんとしておくということが大事です。照合の在り方、それから現在高の把握、これについてはどのようにされているのか。市長部局、それから教育委員会事務局、それから、あと、公営企業会計がありますので、上下水道部について、どのような管理をされているか、お伺いします。

**川村議長** まず、林本総務部長。

**林本総務部長** まず、庁舎部局における物品の管理方法につきましてご答弁をさせていただきます。

まず、備品台帳に品名、数量、規格品番、購入価格、購入年月日、備考欄には、配置しておる場所などを記載して管理を行っております。なお、台帳と現物の照合につきましては実施しておりません。また、年度ごとに、新規購入や廃棄などを行った異動分につきましては、台帳を更新しまして、定期監査に報告をさせていただいております。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 教育委員会部局における物品の管理方法につきましても、庁舎部局と同様に、備品台帳に品名、数量、規格品番、購入価格、購入年月日、備考欄に配置場所などを記載し管理を行っておりますが、台帳と現物の照合につきましては実施しておりません。また、年度ごとに新規購入や廃棄などを行った異動分につきましては、台帳を更新しまして、定期監査にて報告をしております。

次に、学校関係の備品管理についてでございますが、備品管理システムを導入いたしまして運用しております。教育委員会で各学校の備品をまとめて発注し、納品が完了した時点でシステムに入力いたします。各学校におきましては、システムへの入力完了後に、納品された備品シールを打ち出し、備品に貼りつけて管理をしております。照合や現在高、処分についても、全てシステムからできるようになっております。

以上です。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。

上下水道部における物品の管理方法等につきましても、備品台帳に品名、数量、規格品番、購入価格、購入年月日、備考欄に配置場所等を記載し管理を行っており、異動分については台帳の更新を行ってはおりますが、台帳と現物の照合につきましては実施しておりません。なお、地方公営企業法を適用しております上下水道事業では、棚卸資産である材料及び量水器につきまして、葛城市水道事業及び下水道事業会計規程の規程に従い、実地棚卸しを行い、数量の確認を行います。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。学校関係については、しっかりと、購入したら備品シールを貼っ

てシステムの中で管理しているので、照合も容易にできるだろうと思います。けど、ほかのところでは、備品に対するシールが貼られてないと。私も議員になって疑問に思っていたところです。旧新庄町の備品シールを貼っている備品は、幾つか議会でも見るができますけれども、ほとんど見るのがなく、どうやって管理されているのかなど。本来、こうした備品シールをきちっと貼ると。照合がちゃんとできるというふうにするのが私は原則だと思うんです。

次に、お伺いしますけれども、指定管理者に管理を委ねている施設の物品管理、これほどようになっているのでしょうか。収益的事業があるところについて伺います。新庄スポーツセンター、道の駅「當麻の家」、それから道の駅かつらぎ、福祉総合ステーションについてお願いします。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 体力づくりセンターについてお答えをさせていただきます。器具備品の管理につきましては、体力づくりセンター施設管理運営業務基本協定書第15条に規定されておりまして、その内容につきましては、乙、指定管理者の要望に基づく施設管理運営に必要な器具備品については、甲、市長、乙、指定管理者、協議の上、配置することとする。甲が設置した器具備品につきましては無償貸与し、乙は、これの適正な維持管理に努めるものとして定めております。

**川村議長** 植田産業観光部長。

**植田産業観光部長** 葛城市農畜産物処理加工施設は、葛城市農畜産物処理加工施設管理運営業務基本協定書第19条に規定されておりまして、その内容につきましては、乙、指定管理者の要望に基づく施設管理運営に必要な器具備品については無償貸与し、乙、指定管理者は、これの適正な維持管理に努めるものとして定めております。また、道の駅かつらぎは、葛城市道の駅かつらぎ施設管理運営業務基本協定書第17条に規定されておりまして、その内容につきましては、乙、指定管理者の要望に基づく施設管理運営に必要な器具備品については、甲、市長、乙、指定管理者協議の上、設置することとする。甲、市長が設置した器具備品については無償貸与し、乙、指定管理者はこれの適正な維持管理に努めるものとして定めております。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。私のほうからは、福祉総合ステーションについて答弁させていただきます。

指定管理者に委ねている施設の備品の管理につきましては、葛城市福祉総合ステーションの管理運営に関する基本協定書第13条で、器具備品の無償対応について、指定管理者の要望に基づく施設管理運営に必要な器具備品については、市と指定管理者の協議の上、設置する。市が設置した備品については無償貸与し、指定管理者はこれの適正な維持管理に努めるものとして定められております。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** いずれも基本協定で同じような文言になっているんですが、管理については、適正に努め

るというだけになっていますよね。だけど、備品台帳を備え付けるとかいうところら辺の記載、これは、例えば仕様書などでも具体的に書いてあるものと書いてないものがあるんです。仕様書の中に、今4つありました。今のは、ほぼ同じようなことですがけれども、管理を具体的にどうするかというところについては、もっと仕様書段階でどうなっているかというのをお答え願いたかったんですけども、これについては、1回、また機会があったらやりたいたと思いますけれども、ここはちゃんと整備をしていただきたいと。つまり、葛城市で備品管理規則がないものだから、指定管理者の備品管理についても、仕様書等ではまちまちなところが出てきております。これでは管理状況はよくないと思いますので、これについてはしっかりやっていただきたいと思うんですが、決算審査の際に、実は決算書に物品についての一覧表があります。これについて、掲載基準について、前回、質問を決算特別委員会でやったんですけども、基準どおりのものが全て挙げられているのか。決算書に全て基準どおりの物品が挙げられているのかどうか。これについてお伺いします。

**川村議長** 吉井会計管理者。

**吉井会計管理者** 会計管理者の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

出納閉鎖後におきまして、各課に物品異動確認票を配布いたしまして、重要な物品における既存の物品の増減や、また、取得や廃棄等に関する照会を行っており、その結果につきましては、法令で定められた財産に関する調書の物品一覧表に記載しております。

以上です。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 各課から、一定の基準以上のものを会計管理者に渡すということになっていると。それをもとにつくっているということでもあります。そういう流れだろうと思いますが、私、物品の一覧を見まして、特に指定管理者の段階での物品の記載が本当に全部載っているのかどうか、疑問に思うところがあります。またこれは、機会があれば、本当に全部載っているのかということも含めて指摘したいと思うんですが、これぜひ、1回、物品の管理規則がない中で、これまでの物品管理の在り方が実際どうなっているのか、きちっと洗い直しをしてほしいんです。そこで最後に、監査の件について聞きますけど、物品の管理について監査を行っているかどうか、お伺いします。

**川村議長** 吉村監査委員事務局長。

**吉村監査委員事務局長** 監査委員事務局、吉村でございます。よろしくお願ひいたします。

令和5年2月に実施しました定期監査におきまして、監査の中で、監査意見としまして、備品管理について備品管理システムを導入するなどして、全庁的にデータベース化をして適正な資産の保全と業務の効率化を促進するように指摘を行っております。確認は担当部局による報告が基本であります。例えば、備品台帳と実際の備品を照合するなどの実地監査は行っておりません。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 監査委員も、備品管理のシステム、学校現場でやっているようなシステムを導入してはど

うかという監査の意見書を出している。これはホームページでも見ることができますけれども、私、市長にお伺いしたいんですけども、物品管理規則を早急に定める。管理規則が、規則までいかななくても、やはり指針をきっちり定めて、職員が全庁的に、統一的に、葛城市の物品をきちっと管理すると。照合ができるようにすると。あるいは指定管理者の段階の、これも葛城市の備品がたくさん置かれています。これについてちゃんと管理するようなシステムを整えていくべきだと考えるんですけども、市長の見解をお伺いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** いろいろとご指摘いただきまして、ありがとうございます。まず、決算審査等におきます、議会に提出しております書類につきまして、まず、考え方について補足的に説明をさせていただきたいと存じます。

私も、民間企業と行政と、企業会計と公会計と実は両方経験しておりまして、当初、企業会計しか知りません。複式簿記でやっていたわけですから。非常に行政の会計、決算については違和感がありました。それでいろいろと感ずるところがありまして、企業の会計といたしますのは、最終的に税務の申告をするがための準備のものでございますので、利益に対しての追及型の決算書であります。ですので、当然、複式簿記になりますし、貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書、キャッシュ・フロー等の書類を準備して申告作業をするわけです。ですので、そういうものに、やり方自体は実は決まってないんです。やるべき書類だけは決まっているんですけども、その手法については決まってないのに対して、行政の決算については、地方においては、地方自治法で明確に規定をされております。それで、単式簿記です。こちらのほうは金の出入りだけを追っかけていきますので、非常に単純といえますか、分かりやすいですけども、なぜそうなのかといったときに、行政の決算というのは、目的が民間企業の会計決算とは違いまして、住民の福祉の増進を目指すという目的のものにつくられた会計でございます。ですので、そのような単式簿記での分かりやすいもの、このお金は、税金はこういう具合に使いました。もしくは、こういうお金が入ってきましたというところを順次記載していくという会計決算でございます。ですので、本来、民間ではあります減価償却の部分が、公会計のほうにはございません。ですので、財産の調書につきましても、特にご指摘いただいた物品につきましても、それは記載の様式、こういう書き方をしなさいというのは決まっているんですけども、そこに記載をすべきものは、それは地方自治体に任せますと。ですので、書いても書かなくてもいいですというのが地方自治法の解釈でございますので、過去において、何十年も、旧新庄町も旧當麻町も、葛城市になりましたも、同じ決算様式で進めております。それは法律を満たした決算の報告をさせていただいているというところでございます。

でも、昨今、非常に行政の、地方自治体も含めまして、財政の状況を懸念されるところがございました。ですので、総務省のほうでは、平成18年だったと思いますけども、新地方公会計制度というものを提案いたしました。地方に対しまして、要は民間企業に準ずるものを準備しなさいと。それは決して、議案では単式簿記の会計決算書なんですけども、それを行政の中でちゃんと持っておきなさいという要請がございまして、最終的には、平成29年度か

ら、それを準備しなさいと。それは様式も含めた中での準備をしております。ですので、ご覧になっていただいているかどうか分かりませんが、行政といたしましても、その資料の公開をしておるところでございます。

そちらのほうには、当然、民間と基本的には同じものですので、呼び方は若干違いますが、ほぼ同じ4つの表がございます。書類の表がございます。そちらの中には減価償却をしておりますので、物品のほうですと約13億円の物品の価格を入れておきまして、そこに記載しているのは、それも実は金額の指示はございませんが、葛城市の場合は、50万円以上については一律減価償却の処理をしておる。そちらのほうは、全ての単式簿記の伝票を複式簿記に切り替えた中で、計算をやり直したものを準備しております。ただ、行政の場合ですと、民間の場合は決算時期にそれを合わせるんですけども、単式簿記の通常の行政としての決算が終わってからその処理に入りますので、若干時間差はあります。半年とか若干の時間差はあったと思いますけども、そのような附属的な資料を行政内部で持つておるところでございます。皆様方にご審議いただいておりますのは、法律に基づいたものの決算書類をもってご審査をいただいておりますので、不思議に思われるかも知れませんが、物品に対します表記につきまして、そういう法律上適合した表記をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** 市長と考えがそごを来していると思うんですが、私は物品の管理についてお伺いしているんです。だから物品の管理について、管理の規則が必要ではないですかと。だから、会計処理については今おっしゃったことで、確かにそうなんですが、物品の管理をきちっとしてほしいと。ちなみに、地方自治法のことをおっしゃいましたけど、地方自治法で、決算書の中に、財産の調書の中に物品もちゃんと記載すると。一定の基準以上で記載するというふうになっているわけですから、その点については、私が申し上げたのは、管理についてのお考えをお伺いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 前半だけ言って、管理のほう、答弁が抜けておりましたので、おっしゃるように、法律に適した形での決算書の提出はさせていただいておるんですけども、管理につきましては、現在は、台帳管理をしているのが正直なところでございます。ですので、台帳管理としては、その書類は整っておるんですけども、現物との照合はしていないというのは事実でございます。その辺につきましては、今後どうするのかということは検証していきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 谷原議員。

**谷原議員** その照合がきちっとしないと、決算書の表もどうかという、信頼性の担保のことになりますので、この点についてはしっかりやっていただきたいと思います。

もう一つ、私、今日は、補助金の問題について質問しようと思っておりました。概略だけ

説明して、今後、委員会等でぜひ行っていきたいと思うんですけども、これは水と農地の補助金です。具体的に言うと、この間、議会でも問題になってまいりました、加守地域保全向上委員会での補助金の不適正事務についてであります。そこで、私が一番問題だと思ったのは、補助金を受け入れる口座、通帳で収支報告書が全て照合できないという問題であります。これは補助金団体に対して口座管理は1つ、複数であっても、それはちゃんと追えるようにというのが原則であります。指定管理者についても、そのように基本協定書あるいは仕様書に書いてあるところもあります。しかし、補助金について、こうした口座管理等、収支報告書における照合がどうなっているのか。これについて今日は質問したいと思っておりましたけれども、質問書については行政のほうに示しておりますので、今後、委員会の中でこういう問題意識で質問をしてみたいと思いますので、ぜひ改善していただきたい。

補助金及び指定管理者に対する指定管理料や補助金、いわゆる財政、支援団体の補助金問題について、与えっ放しではなくて、やっぱり実績収支、結果を見て、適正な補助金額になっているか、指定管理料になっているかどうか。これは行財政改革の観点からも大変大事なことになっていると思いますので、引き続き、この問題についてお伺いしてまいりたいと思います。

本日は時間がありませんので、ここまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

**川村議長** 谷原一安議員の発言を終結いたします。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

**杉本議員** 皆様、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得ましたので、5番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声を市政にしっかり届けるべく頑張っております。

今回、私の一般質問は2点ございます。1点目は、葛城市の水道水の水質について。2点目は、インフルエンザの予防接種、吉村始議員風に言うと第6弾でございます。

これより先は質問席にてやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

**川村議長** 杉本訓規議員。

**杉本議員** それでは、よろしく願いいたします。

まず1点目の、葛城市の水道水の水質についてお聞きいたします。この間、県域水道一体化に入らず、単独で葛城市は水道水を確保するという市長の決意の下、動いているわけなんですけども、安心・安全、おいしい水とは何かというところなんですけども、さきの県議会で日本維新の会の松木議員が葛城市の水について質問されていて、んんということでデータをいただいて、今回の一般質問につながったわけでございますけれども、結論から言いますと、水道水の水質検査、松木議員からお預かりしたデータと開示請求したデータ、2つ、両方とも一緒やったんですけども、まずは、細かいですけども、令和元年7月9日、トリクロロ酢酸というのは、僕も専門家ではないので詳しいことは分かりませんが、取りあえず、水質に引っかかっては駄目だという数値が0.03ミリグラムパーリットルが基準値なんで

すけども、結論から言いますと、その数値がオーバーしているときがあるんです。トリクロロ酢酸というのは、発がん性物質と言われてはいますけど、いろいろ調べて、僕も詳しく分からないですけど、マウスでは、発がん性の可能性があるとか、人間には発がん性の危険があるかもしれないとかという、そういう微妙な書き方なので、中身については分からないですけど、取りあえず、水質検査には、それ以下の水を提供しなさいと決まっているんです。それが令和元年7月2日、新庄浄水場内の給水弁で0.03ミリグラムパーリットルに対して、ちょっとこれから単位は省きますね。数値だけでいきます。ミリグラムパーリットルとか言うにくいので。0.033で判定がバツになっているんです。水質検査の結果表では。バツになると、バツの項目については、水道法による水質基準に適合しないから、再検査の必要があるとなっているんです。

次に、令和元年7月9日、これも、採取の月が7月2日の水で、北花内、0.03に対して0.039、判定がバツ。これが7月2日、笛堂、0.03に対して0.035。北花内の給水弁、令和2年10月12日の水です。0.03に対して0.044、判定がバツ。令和2年10月12日、笛堂、0.036。令和3年7月13日、北花内、0.036、これも判定はバツでございます。令和3年7月13日、これは笛堂の水ですけども、0.034。令和3年8月23日、これも北花内、0.033。令和3年8月17日、0.035。令和5年6月13日、0.041ということでございます。

基準値というのが決まっている中で、これだけ超えているというのはどうなのかというお話で、聞かせていただきたいんですけども、まずは、水質検査というのは、葛城市、年間どれぐらいの回数をどのような方法でやられているのか、お聞かせ願います。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

水質検査は、水道法施行規則に従い、本市が毎年策定する水質検査計画におきまして、検査地点、検査項目、検査頻度等を定めております。その中で、浄水の水質検査についてでございますが、検査地点は、各浄水場内の3か所、各配水系統の末端給水栓で5か所の合計8か所で採水を行っております。検査頻度は、色、濁り及び消毒の残留効果の3項目の検査につきましては毎日、全51項目ある水質基準項目と呼ばれるもののうち、おおむね月1回以上行くとされている項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、ペーハー値、味、臭気、色度、濁度の9項目については月1回、おおむね3か月に1回以上行くとされている項目、シアン、塩素酸、トリハロメタン系等の15項目につきましては年4回、臭気物質の2項目につきましては、藻類発生時期に月1回、その他の項目、25項目につきましては年1回としております。また、必要に応じ臨時検査も行っております。なお、毎日検査は自主検査、水質基準項目検査は検査機関でございます、奈良広域水質検査センター組合に委託して検査を行っております。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 末端の水であるということですのでよろしいでしょうか。再検査した水も、もちろん末端の水であるという理解でよろしいですね。ありがとうございます。

県域水道一体化調査特別委員会がありまして、そこでもこのお話はちょろちょろ出てたんですけども、数値が高いみたいなお話は出てたと思うんですけども、基準より超えているということは、僕あんまり思ってなかったの、この資料を見てびっくりしたんですけども、水質検査の調査書の記載に基準値、これを超えたら駄目ですという意味だと思っんですけども、この意味はどういう意味があるんですか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 水道水の水質上の要件につきましては、水道法第4条に水質基準として規定されておりまして、具体的事項につきましては、水質基準に関する省令というところで定められております。水道水はその基準に適合することが必要とされております。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 その基準値をちゃんとしなさい、それを下回るのが必要であるということですね。そして次に、トリクロロ酢酸というのは、調べたら、塩素と反応して出やすいというのは書いてあるんですけども、そこで次に、これもよく分からないんですけども、開示請求でとったやつなんですけども、これも令和2年8月18日の北花内の水質検査の結果なんです。これも残留塩素が0.1未満となっているんです。基準値とかは、施行規則第17条で、残留塩素は0.1以上1.0以下と決まっていると思うんです。でも、これ、0.1未満というのがよく分からないんです。続きまして、令和3年6月15日、これも残留塩素0.1未満。続きまして、令和3年8月17日、北花内、これも0.1未満という結果が出ているんですけども、これは、何で0.1未満となっているんですか。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 採水時には、担当職員等が残留塩素濃度を計測し、基準値を満たしていることを確認しておりますので、検査機関への試料を持ち込む際の運搬中などの、採水から検査までの間に残留塩素濃度が低下したものと考えております。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それもよく分からないんですけども、採取したときは0.1以上あって、それを持っていつの間になくなったということは、もともと低いということになってくるような気がするんです。もともと低いやつを持っていくから、なくなっていつの間になっちゃうんじゃないのかと思っちゃうんですよね。これも、ちゃんと適応した水にしないと駄目やと僕は思うんです。よく分からないのが、さらに、令和3年7月13日の水に関しては、トリクロロ酢酸が0.036でバツになってるんですけど、残留塩素も0.1になってるんです。この辺もよく分からないんですけど、次に行きます。

トリクロロ酢酸の基準値というのは、平成27年4月以前は0.2やったんです。でも、0.03に変更されたんですけど、強化されたと言っているんですけども、これはなぜ変更されたんですか。

川村議長 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** トリクロロ酢酸は、水道原水中のフミン質等の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物の1つでございます。生成量は、有機物質の量が多いこと、塩素との接触時間が長いこと及び水温が高いこと等により増加をいたします。また、水質基準につきましては、最新の科学的知見に従い逐次見直しを行うこととされておりまして、厚生労働省におきましては、所要の検討が進められているところでございます。平成26年7月に厚生労働大臣から食品安全委員会に対しまして、水道水の水質基準を改正することにつきまして意見を求めた結果、同年10月に食品安全委員会から厚生労働大臣に対し、食品健康影響評価の結果の通知がございました。その内容から評価値を算出いたしましたところ、水質基準を強化する必要があるとし、水質基準に関する省令でトリクロロ酢酸の基準値を0.2ミリグラムパーリットルから0.03ミリグラムパーリットルとする改正がございまして、平成27年4月1日から適用されております。

なお、トリクロロ酢酸の基準値は、長期的な影響を考慮して設定がなされているものでございます。長期的な影響を考慮と申しますのが、生涯にわたり、連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮したものとされているところでございます。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 厳しくなったということは、それだけ注意しなさいということだと思えます。長期的と、それも書いてあつていろいろ理解できるんですけども、一番最初に聞きましたけど、基準を守りなさいと言われていたわけで、これを超えたら駄目なわけなんですよ。それをしっかりやっていただきたいという思いで今回一般質問させていただいてますので、よろしくお願いいたします。

次に、トリクロロ酢酸、先ほど発表させてもらいましたけども、何回か超過している月があるんですけども、そのときの原因は分かっているんですか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 基準値が超過いたしました原因といたしましては、超過した月が、いずれも6月から10月と水温の高い時期であること、水道原水中の有機物質が上昇したこと及び配水池から末端給水栓までの到達時間が長いこと等の条件が重なったためと思われます。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 暖かい時期になったら注意が必要ということなんですけど、先ほども言ったんですけど、令和元年からの話なので、令和5年6月といたら、最近の6月まで続いているということなので、来年もまた注意しなければならないということになると思うんですけども、超過したときの場合の対処法はどうされているのでしょうか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 厚生労働省水道課長の留意事項通知によりますと、水質検査の結果、水質基準が超過した値が検出された場合には、基準を満たすために必要な措置を講じ、確認のため直ち

に再検査を行うとされています。トリクロロ酢酸について現状講じている対策としては、3つございます。1つ目は、水道原水の水質が悪化していると思われる水源からの取水量を調整いたします。その際に、浄水供給量が不足する場合には、県営水道からの受水を増量して対応いたします。2つ目は、残留塩素の基準値を確実に確保できる範囲内で塩素の注入量を調整いたします。3つ目は、滞留時間を短縮するため、末端管路附属のドレンを用いて排水いたします。その後、直ちに再検査を行い、基準値内であることを確認いたします。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 先ほども言いましたけども、そもそも、北花内の水に関して、残留塩素が低いのにトリクロロ酢酸の数値が上がっている。その中で、残留塩素で調整してというのは、大丈夫なのか。確保しておっしゃったから、それは大丈夫だと思いますけども、さらに、ほかの方法としては、県水のブレンドをやられている。これも、県域水道の一体化のときに、できるだけ自己水で頑張っていくというお話があったと思うんですけども、それで、水の安全に対しては県水に頼るとするのは矛盾を感じるころがあるんですけど、いかがでしょうか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 末端浄水での消毒の残留効果の検査は毎朝実施しておりまして、その数値に応じた調整を行っております。また、例年6月から9月の期間は、天候の状況により原水量が不足することが多く、不足分は県営水道からの受水を増量して対応しておりますことから、安定供給をするためには県水からの受水は不可欠であると考えております。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 安定供給するためには県水からの受水が必要不可欠ですね。ありがとうございます。それでは、基準値を超過した場合、というか、これ、僕が委員会的时候に、ほかの議員も水質に関しては結構聞いているんです。安定した水質。値段のことばかり先行した点はあると思うんですけども、水質に関しては結構皆聞いているんですけども、僕も調べたんですけども、このバツがついているデータというのは、僕、そのときに見つけられなかったんです。それはほんまにすごく反省しています。何でかといったら、1回目のバツのデータで再検査したやつを載せているんですよ。1回目バツのやつは載せてないんです。それはそれでいいんですか。それは開示請求したら出てきます。ホームページに載っているのは全部丸のデータやったんです。1回目にバツになったデータというのは、載せやんでもいいんでしょうか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 具体的な水質検査結果の公表の方法ですとか形式等は、各水道事業者等の判断に委ねられておりますので、昨年度までは、基準値を超過した場合、直ちに低減化対策を行い、確認のための再検査を行った上で、ホームページでは再検査の結果を公表しておりました。しかし、今年度からは、再検査の結果であることを注釈でお示しするように改めております。また、初回及び再検査の結果は双方とも保存しておりますので、水道課での閲覧の申出や開示請求があった場合には公開しております。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** これ、担当局でもできると思うんですけど、載せてください。これ、他市の例なんですけども、唐津市ですか。これも同じくトリクロロ酢酸の水質基準の超過についてと、ホームページに載せておられました。簡単に説明すると、令和4年6月24日にトリクロロ酢酸が、あるところで0.039、あるところで0.041、検出されましたのでお知らせしますと。超過が見られましたが、飲用においては問題がないと判断したため、停止や制限は行いませんが、令和4年6月30日に再検査したら、0.015、0.017まで下がりましたと。トリクロロ酢酸の説明があって、原因はこうである。対処としては、塩素の配分変更、活性炭の増量を行いますので、ご心配をかけましたけども、これからも水質の検査回数を増やし、水質管理の努力に努めますと、これはホームページに掲載されているんです。葛城市でも、今、僕が説明した期間、この間、超過した水が流れ続けているわけじゃないですか。それをちゃんと市民の皆さんに公表しなあかんと思うんです。これ、ちゃんとやってください。皆さんの目に届くように。また来年も、暖かい時期になってきたときに、僕、一般質問しちゃったから、皆さんも多分同じで、ちゃんと見はると思うんですよね。そのときに、これ、1回目なのか、2回目なのかと、ばかげたことを聞けないので、ちゃんと1回やったやつを、こうです。再検査したやつはこうです。というふうに正直に言ったら、それで僕らも、なるほどね、安心してやってくれたんやとなるけど、1回目が引かかっているかどうかも分からなかったから、それは僕の調査不足のところもありますけども、その辺、よろしくお願いします。

続きまして、これも、夏に、令和元年から、暖かい時期に、それを懸念しているというのは説明でもあったので、これからの対策ですよ。僕も素人なのでよく分からないですけど、科学的な専門家とか、原因追及というのを、ずっと、薄めたり、調整したと、一生、何十年もやっていかなあかんのじゃなくて、根本的な原因が分からなかったら、ずっとやらなあかん。施設の問題なのか何か分からないですけども、その辺の原因については分かっておられるんですか。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 一般的に申しまして、トリクロロ酢酸を発生させる水道原水中の原因物質といたしましては、土壌由来の有機物や水中の藻類等の自然由来の物質と、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の人為由来の物質の2種類が考えられますが、人為由来の物質はこれまで水質検査結果では検出されておられませんことから、主原因の可能性は低いと想定しております。そのことから、自然由来の物質に焦点を当て、コンサルティング会社等とも連携の上、定期的にサンプリングを実施し、定期水質検査項目以外の物質につきましても分析を実施するなどの検証を行った上、トリクロロ酢酸の原因物質の特定及び濃度を上昇抑制させる対策を行うことを検討しております。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** それでは、夏に向けて更に力を入れて、原因追及と対策をよろしくお願いします。この点

に関して、最後に市長にお聞きしたいと思います。いろいろ、今、トリクロロ酢酸と残留塩素について、僕の調べられる限りのことをございますけども、質問させていただいて、あまり市民の皆さんの不安をあおるようなことは言いたくなかったんですけども、やっぱり基準値というのが決まってまして、それは越えないでねということなんです。超えて、再検査で下がったからオーケーというわけではなくて、薄めたからオーケーというわけではなくて、その瞬間、瞬間に水が流れているわけなので、その辺の対策というのはきっちりやっていかなあかんと思うんです。なおかつ、最初にも言いましたけども、県域水道に入らず葛城市単独でやっていくという市長の固い決意でやっているのに、安全確保するには県水に頼らなければならぬみたいな答弁がありましたけど、僕はそれ、矛盾を感じちゃうんです。対処というか、これから僕、一般質問しちゃったので、後ろにおられる議員の皆様も多分、夏になれば、調べはると思うんです。だからしっかりと、施設の問題なのかよく分からないですけど、対策について、これから安心・安全な水道水を確保するための市長のお考えをお願いします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** どうもありがとうございます。ご指摘の、水質基準項目というのは51項目あります。その項目の中には、出てはいけないものがあります。その場合は直ちに水を供給することはできないという項目から、割合と軽度のもの、例えばそれが短期間に改良できるのであれば、それでよいというものまで、いろいろなものがあります。議員ご指摘の、表記の仕方につきましては、再検査したら消えてるんですけども、その場合は、再検査の数値ですというようなことを明記するような形で今後対処していきたいと思います。

フミン質から発生するトリクロロ酢酸というのは非常に難しゅうございます。フミン質といますのは、植物が枯れた場合、微生物が分解をします。分解した高分子のたんぱく物質でございますので、それが水道の消毒と申しますか、使われる塩素と反応したときに、先ほど申し上げた物質に変わると申すことと申すのでございます。ですので、葛城市の水源として使っております場所によりまして水質が若干異なる。特に植物の枯れ葉等が、腐葉土等が堆積するような場所におきましての水源からとったものについては、そういう物質が発生しやすいという傾向があるのは事実でございます。この検査と申すのは、一番末端のところでの水質検査を行います。ですので、そこへ行くまでのフミン質と塩素との触れている時間の長さ、それと、先ほど申し上げました、その原因となる高分子のたんぱく質量が影響してくる。ですので、まず、これから考えていかないと申すのは、この2つの部分について考えていかないと申すと感じておるところでございます。それを踏まえましてご答弁をさせていただきます。

まず、ハード面につきましては、浄水処理に留意する必要がありますことから、現在、水道事業で取り組んでおります水道ビジョンの改定業務の中で、老朽化しております3つの浄水場の大規模更新についても検討しているところでございます。この施設の更新に合わせ、浄水処理方法について検討してまいりたいと考えております。また、施設の更新までにできる対策、例えて申しますと、浄水場から末端給水栓までの流達時間を短縮し、滞留時間を短

くする対策、これは具体的に言いますと、末端のところで残っている水を全部廃棄するという考え方があっていいのではないかということを検討しております。それと、浄水場での塩素の注入量を少なくしても、末端での残留塩素濃度は基準値を満たす対策を検討し、早期に対応できるものから着手してまいりたいと考えております。

次に、ソフト面でございます。ソフト面では、各浄水場とも表流水を主な水源としており、降雨による汚濁や、水源池における臭気物質の検出が懸念されますため、水源の監視強化に努めますとともに、水質検査の頻度についても検討してまいりたいと考えております。市民の皆様が信頼できる水質で、安心・安全な水道水を安定的に供給することを第一に考え、今後取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** それでは、しっかりやっていただきたいです。葛城市の水の特徴は、水源が野池にあるところだと思います。他市とかであったら、川の水であったり、ダムであったりと、こういうことにはならない。先ほど市長がおっしゃったとおりだと思います。さらに、老朽化した浄水場でございます。コストを考慮した上では、県域水道、どうなのかなと今さらながら思っちゃうんですけど、今さら言ってもしょうがないんですけども、将来にわたって、水道事業というのはあります。来年、再来年だけの話ではないんです。10年、20年後も、これ、同じ状態では話にならないので、しっかりと対応していただきたい。現在の水道事業はどのような状態であるか再確認していただいて、早期の改善を求めたいと思います。

僕が手に入れたデータはこれだけだったんですけども、1年、年がら年中の水質の開示請求なんかはすごい量になってしまうので、僕の中では届かないです。来年の夏、暑い時期になったらまた同じ状態では話にならないので、しっかりと、所管の委員長、委員の皆さん、議員の皆さん、全員でしっかりと見ていきたいと思っておりますので、委員長、引き続きよろしく願いしておきます。

1つ目の質問は以上とさせていただきます。

それでは、2つ目に移らせていただきます。インフルエンザの予防接種の助成について。これは、僕も先ほど言いましたけど、6回目ということで、しつこいというか、熱心というか、自分でも、できるまでやると言った限りは言い続けるんですけど、子どもたちのインフルエンザの予防接種のお話でございます。毎回、同じこと、6回もやってるので同じ質問ばかりになるんですけど、今回は、受験生の子どもたちだけでもできないかなという観点でお聞かせ願いたいと思います。受験生の方には大事な時期なので、インフルエンザの予防接種を打つ方も多い。僕の思いとしては、子どもたち全員、例えば、子どもを産んでくださいとお願いしてる割には、一番の学級閉鎖、学年閉鎖の原因のぶっちぎりの1位はインフルエンザなんです。それにしっかりと対応して、多い子どもがおられる家庭の方々は、1回3,000円とか3,500円かかって、2回打たなあかんから、5人も6人もおったら、高いからやめておこうかという方も多いと思うので、そこを少しでも助成していただけたらという思いで6回目の質問をさせていただきます。

まずは、私の子どもが他市の子どもと遊んでたら、夏休みなんですから、あしたから学校やから帰るでと言ったら、え、俺ら、まだ学校ちゃうでと言われるんです。何で葛城市だけそんな早い、おっちゃんと言われて、頑張るから違うのといつて、全然説得力がない答えをいつも言っちゃうんですけれども、確かに他市ではいつもどおりの夏休みなんですけど、葛城市はちょっと早いんです。ほんで、僕の子どもも、そんなんせこいやんと言うんですけど、せこくないと。もう決まってるねんと。なかなか強引な理由しかできないんですけど、何で葛城市は夏休みが短いのか、お聞かせ願っていいですか。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 教育部の井上でございます。よろしく願いいたします。

葛城市の小・中学校の夏休みが短い理由についてでございます。平成20年告示の学習指導要領改正によりまして、小学校におきましては平成23年度から、中学校におきましては平成24年度から、標準授業時数が週当たり、小学校1年、2年生で2時間、3年生から6年生で1時間、中学校では10時間増えることになりました。この改正によりまして、使用する教科書のページ数が大幅に増え、平均25%増でございます。学習内容の質の定着を含め、新しい学習指導要領に対応するには、年間授業日の改定に踏み込んだ授業時数の確保が不可欠であると考えまして、平成23年3月31日付で、葛城市立学校の管理運営に関する規則の一部改正を行い、平成24年度より、小・中学校、幼稚園の夏季休業日を7月21日から8月25日までとし、2学期の開始を8月26日からとしているところでございます。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 勉強を頑張れよ、ということですよ。簡単に言うと。それだけ増えたから頑張ってくださいということだと思います。となると、毎年、コロナの時期は、僕、最近、一般質問しなかったのは、コロナのときはインフルエンザって、なかなか表に出てなかった。コロナが蔓延してたから。ただ、今年がまた、時期も早いわ、数も多いわといつて、また更に対応しなあかんと思ってるんですけれども、インフルエンザは学級閉鎖が一番多いじゃないですか。今、部長の答弁やったら、勉強を頑張ってくれということで、夏休みが短くなってるのに、学級閉鎖でそこで時間をとられたら駄目やなど僕は思うんですけども、もちろん、学級閉鎖、インフルエンザが原因で1番なんですけど、今年、コロナの前のお話も聞きたいんですけども、インフルエンザが原因で、学級閉鎖、学年閉鎖の状況です。その数を調べていただくと、思うんですけども、お聞かせ願います。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 今年度11月末現在のインフルエンザによる学級閉鎖の状況でございます。新庄小学校では、2年生で1クラスの学級閉鎖と、1年生で学年閉鎖を、磐城小学校では、2年生で2クラスの学級閉鎖を、當麻小学校附属幼稚園では4歳児クラスの学級閉鎖を行っております。他の小・中学校及び幼稚園では、学級閉鎖を行っておりません。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 続きまして、これも前、聞いたんですけど、小・中学校の児童・生徒数についてお聞かせ

願います。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 令和5年5月1日の学校基本調査でございます。小学校は2,348人、中学校は1,128人で、合計3,476人となっております。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** お一人1,500円助成したとしたら、全員が受けた場合ですけど、大体520万円ぐらいかかるであろうということですよ。分かりました。

それでは、受験生です。中学3年生の受験者数は何人いるのでしょうか。あと、高校3年生も受験生だと思うんですけど、この辺の数字も調べていただいていると思うんですけども、お聞かせ願います。

**川村議長** 井上教育部長。

**井上教育部長** 中学3年生の人数は383人となっており、例年、ほとんどの生徒が進学をされております。高校3年生の人数につきましては把握しておりません。

以上です。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 中学校3年生、383人ということで、高校3年生は把握してないということですけど、住民基本台帳では358人となっています。進学率はほぼ100%なので、358人でしょうという話で進めますと、大体400人として、400人掛ける1,500円、助成は60万円ぐらいですよ。掛ける2で120万円ぐらいで、これも全員が打てばの話です。接種率はそんな、90%もいかないので、全員打つと仮定して大体120万円ぐらいで、受験生の子らがほぼ全員、インフルエンザの予防接種の助成1,500円を受けられるということなので、その辺、頭に入れておいてもらいたいと思います。

次に、これも何回も聞いてるんですけども、県内において、インフルエンザの予防接種の助成を行っている自治体はあるのでしょうか。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

令和5年度に実施している県内の市と町を確認しましたところ、王寺町だけが実施されております。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** これも何回も聞いてますけど、変わってないと思いますけども、王寺町の実施されている内容をお願いいたします。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 王寺町は、平成28年度から費用の一部を助成されており、助成回数は、生後6か月から小学6年生は2回まで、中学3年生、高校3年生の学年に1回、接種費用の2分の1、助成費用については、1回につき1,500円を上限とされております。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 続きまして、これも何回も聞いてますけども、前は、県に聞きに行ったとき、僕の意見だ

け言ってたような気がするので、子どもたちのインフルエンザは任意なので、予防接種における副反応の状況について調べてもらっていると思うんですけども、よろしく願いいたします。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 子どものインフルエンザの予防接種は、ワクチンは国で認可はされているものの、接種については、予防接種法で定められたものではなく、任意接種と位置づけられております。このため、副反応等が生じたときの救済制度は、市町村や県を通さず、医療機関や製造販売業者から厚生労働省に報告されることになっており、全国の全ての年代の副反応等の報告数でございますが、シーズン中の推定接種者数、全国で5,200万人で、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの副反応疑い報告数は全国で88名、うち19歳未満の人数は37名となっております。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 任意といっても、安全なものだという認識なので、5,200万人打って、全国で88名ということは、人口の半分ぐらい、約半分打って、この部屋にいる人数掛ける2ぐらいということですよ。何%かも出すこともできなかつたんですけども、それぐらい安全やということですよ。ありがとうございます。

次に、子ども医療費についてお聞かせ願いたいんですけども、子ども医療費、令和5年度の予算はお幾らでしょうか。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村です。よろしく申し上げます。

0歳から18歳までの子ども医療費助成に係る令和5年度予算額は、歳出額が1億2,200万円、歳入額が県補助金の5,077万8,000円でございます。歳入の子ども医療費助成事業県補助金につきましては、本年8月診療分から、対象年齢が15歳までから18歳までに引き上げられ、所得制限も撤廃されましたことから、8月診療分の支給月でございます、11月から3月の5か月分として325万7,000円が、当初予算であった4,752万1,000円に追加されたものでございます。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 今まで葛城市単独でやっていた分が、県の補助金、簡単に言うと、18歳の医療費に県の補助が今年から始まって、そのお金のお話を今聞いているんですけども、今のお話は、今の段階でということなんですけども、来年度、大体1年間でどれぐらい、今まで使っていたけど、県の補助金が入ってきますという金額はお幾らでしょうか。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** およそ800万円の見込みでございます。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 浮いたと言ったら、言い方がおかしいかもわからないですけど、今まで、元来は、葛城市単独でやってたんですけども、県の補助金が入ってきます。逆に言ったら、そこをまた子どもたちに使えるのではないかと僕は思っているんですけど、そのお金は一体どうされるのでし

ようか。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** これまで市単独事業として実施してまいりましたこれらの施策でございます、子育て世代の支援の充実、子ども医療費助成の更なる充実に活用させたいと考えております。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 最後に、また市長にお聞きします。僕が今ずっと言っていて、僕もこれ6回目なので、市長も答えるのは6回目だと思います。安全性や、今のお話でも、今までは18歳までの子ども医療費、市長のあれでやっていただいていたんですけど、県の補助が入って、また更なる子どもたちの医療費に関して進化していくときのかなと僕は思ってるんですけども、いろいろ難しい問題があると思うんですけど、子どもが多いお父さん、お母さんらは、インフルエンザというのは高いからなという人は結構いるんです。ほんまは全員やっていただきたいんですけども、まずは第1弾として、今回は一歩引いて、受験生、大事なシーズンやと思うんです。中学校3年生、高校3年生は。多くの方が打たれる。もちろん打たれてると思うんですけども、まずは子どもたちを助成するために、そこに一旦、僕は、インフルエンザの予防接種の助成を行っていただきたいと思うんですけども、ほんまは全員やっていただきたいんです、もちろん。金額と安全性等々は今の説明、答弁で分かったと思うんですけども、市長の6回目のお考えをお願いいたします。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 6回目になりますか。令和2年12月の答弁、これが5回目でございます。そのときと同じことを申し上げないといけないんですけども、定期接種B類として位置づけられている高齢者ワクチン接種について検討した際にも、子どもたちのインフルエンザワクチン接種助成について相談してまいりましたが、本年の近畿ブロックにおける予防接種従事者研修会においても、子どものインフルエンザ予防接種の定期接種化について確認を行ったところ、厚生労働省の予防接種に関する検討会における検討においても、定期接種にはならない等の返答をいただいております。実はこちらに踏み込まないのは、金額ではないんです。本当のことを申し上げまして。厚生労働省の判断を、やはり、安全を基準として考えた場合に、検討会で定期接種に移行できるような傾向が見られないというのが非常に懸念をする状況でございます。県内では王寺町がされているんですけども、多分ほかの市町村もされないというのは、その辺の判断があつてのことかなと思います。金額ベースで申しますと、やれない話ではないという認識をしております。今回、18歳以下の医療費の県の助成が入りますので、約800万円ほどは浮きますが、完全無償化する費用もございまして、さらに、子育て支援についての新たな施策も、次年度については考えております。ですので、浮いた財源といいますか、実質は浮くわけではないんですけども、その財源はそういう分野に使用していきたいという考えを持っております。議員ご指摘の意味は深く受け止めておりますので、今後とも、国の動向も見ながら、検討は重ねていきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 杉本議員。

**杉本議員** 7回目決定ということで、またよろしくお願ひします。他市の事例、県内のところばかり、僕、目が向いてたんですけど、ほかの県でもやられてるところはあると思うので、そういうところの考えも、僕、1回聞きながら、第7回目の準備を、もうあしたから始めたいと思います。

僕の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

**川村議長** 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時30分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは、私の一般質問をさせていただきます。

質問内容については2点であります。1年早いなと思いましたが、昨年の12月議会で、葛城市議会において手話言語条例というのを可決いたしました。今年の4月から、それも施行されているわけですが、その後の葛城市の取組、また、目標等についてお尋ねをしてみたいです。

2点目は、今年3月議会、また6月議会でもさせていただいて、今回3回目になるわけですが、JR大和新庄駅についてということでお尋ねをさせていただきます。3月議会では、トイレがないということをお話しさせていただきました。6月議会では、JR大和新庄駅の駅舎というものが、葛城市が所有しているということが判明いたしました。それ以降のことについて、3回目ということで質問をさせていただきます。

以降につきましては質問席でさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**川村議長** 藤井本浩議員。

**藤井本議員** それでは、1つ目。先ほど申し上げたように、手話言語条例、昨年12月に可決をして、今年4月から取り組んでおられます。その前に、私が思う手話ということについてお話をさせていただきますと思います。手話言語条例を昨年、今申し上げているように、可決して制定したわけですが、これは奈良県という12市の中で最後であったと。遅れているのかなと、もしかしたら、市民の方はお思ひか分からないけども、私は葛城市、手話に関しては、今までから取組をされていると思います。他のまちに負けるというようなことはなかった。そこへ手話言語条例ということを設定しようということで、理事者側から、市長のほうから提案をされた。今までから水準が高かったものが、今後まだまだ更に高くなるのだろうという私なりの期待も込めて今回は質問させていただきます。また、私自身も、昨年12月、下手であった手話を用いて賛成討論もさせていただきました。去年6月から葛城市で行っていただいている講座のほうも受けさせていただいて、今も引き続いて学んでおるわけですが、手話の重要性ということも認識をしておるわけですが、そういった中で、そういった流れから、言語条例が制定されてどうなっていくか、また、目標をどうしている

かということについてお尋ねします。

私は何で手話を勉強するようになったんやということですが、もちろん、これからの世の中、みんなで歩もうということになってくると、手話というのは本当に必要な、これから社会において必要だというふうに切実に感じております。テレビ番組においても、皆さん方はご存じだと、記憶にあらうかと思えますけど、あれはサイレントという番組でした。テレビ番組でもされている。また、皇族の方も、佳子様なんかは、いろんな式典の際、手話を使って国民に訴えられている。今後、手話というものをますます発展的に、日本としてもやっつけていかなければならないという私なりの思いもありますので、そういったことも考えながら質問を進めてまいります。

まず、冒頭に申し上げたように、この条例を制定する前から、私は、葛城市、手話については取り組んでいたと思うと申し上げました。この条例、今年4月からですが、それまでどのように手話について取組をされていたのかということをおさらいも兼ねてお尋ねを申し上げます。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** こんにちは。保健福祉部の森井でございます。職員の見よう見まねでさせていただきました。従来からの手話に関する取組ということでございます。

まずは、平成18年から実施しております、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業でございます。こちらは、聴覚障がい者の方から依頼により、通院等の手話通訳が必要なときに手話通訳者を派遣するものでございます。

次に、平成19年から実施しております手話奉仕員養成講座でございます。この講座は、1年置きに入門講座と基礎講座を交互に実施し、2年間で手話で日常生活の会話ができる程度の手話奉仕員を養成することを目的として実施しているものでございます。そして、平成26年から実施しております手話通訳者の設置でございます。新庄庁舎には毎週水曜日の午後、當麻庁舎には毎週金曜日の午後に手話通訳者を設置し、聴覚障がいの方の市役所内での手続の支援や相談等に対応しております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** ありがとうございます。そうですね。これ、古いんですね。もう葛城市ができたすぐぐらいから、平成18年から手話通訳者を派遣するという事業をされていて、また、平成19年から、私も先ほど申し上げました、私自身も、毎週土曜日、通っておりますけども、入門講座、入門課程、基礎課程、2年間に分けて、2年かかって実施をしていただいていると。私事になりますけども、去年からしましたので、去年、入門課程が終わって、今年が基礎課程、今月16日もあるんですけども、あしたは手話でのスピーチをせなあかんということです。この質問が終わったら、そっち側を一生懸命やろうと思っているんですけども。また、平成26年度からは2つの庁舎に置いていると。手話通訳者の方に来ていただいているという説明を受けました。これは何も、手話言語条例が制定される前からやられていることですね。それを今お尋ねしました。では、今年4月から施行された、手話は言語である、特別な言葉ではないということですね。一言で言ってみたら。条例が制定された後の取組について、

また、今現在やられていることをはじめ、これからやろうとしていることをご説明いただきたいと思います。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 本年4月に手話言語条例が制定され、手話への理解を深め、手話を普及させるための新たな取組といたしまして、多方面での手話の研修の実施を進めているところでございます。本年7月には民生・児童委員、8月には市役所職員に手話研修を実施いたしました。そして現在は、市内各小学校におきまして、順次、手話教室を実施しているところでございます。対象学年や内容等について、各学校の要望をお伺いしながら進めております。また、広報にも、定期的に挨拶等の手話をイラスト付で掲載しております。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そうですね。説明が前後しますけども、今月の広報を見てても、ありがとうございますというのはいかがでしょうかという図を、絵というのか、図で示して載ってありました。見ておられる方も多いただろうし、少しずつ、そういうことをやっていっていただきたいというふうに思います。また、小学校においても教室を実施しているということです。ほんまに小学生からするというの、私は大事だと思います。手話を学ぶということ、ネット等で調べてみると、小学生なんかが、一番最初のきっかけとして、小学校でやられているというのが全国的にも増えているし、私が昨年から手話を習ったというけども、なかなか、この年になると、覚えてもすぐ忘れてしまうので、小学生の方からやっていただく、ちょっとでも知っておいていただく、何かに役に立つと思いますので、そういうことを進めていただきたいというふうに思います。

次に、手話言語条例の目的というのがございます。言っちゃって、今までからそういう取組をされているけども、すぐに皆さんが手話を使うとか、そういうことは不可能なわけで、段階的にやっていかなあかん。市民の方が、使える方が手話を知っていただく、普及して、知っていただく方を増やすということがその目的であろうかと思いますが、まず、今年から始まった。第1段階の目標というんですか。今、ここまでいってもらったらいいなというの、目標を持って市も取り組んでおられるであろうかと思いますが、まず、今年、条例を制定したこの年の今の目標というものをお示してください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 手話言語条例において、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解を深め、誰もがお互いに尊重し、支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すとしております。1つの目標といたしましては、幅広く手話の普及を図ることで、市民が聾者の方と出会ったときに、手話で挨拶をしたり、知っている手話を使ってコミュニケーションを図ることができるようになればと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そうですよ。本当にコミュニケーション、最初は挨拶だけでいいと思います。挨拶だけでもいいから、おはようございます、こんにちは、こんばんはとか、何かあったときにあ

りがとうとか、幾つかの、ほんまに少ない手話でもできるということをまず知ってもらって、それを進めていくということが大事であろうかと思えます。ただ、ここで言葉を挟みたいと思うんですけども、今、部長の答弁の中に、市民が聾者の方と出会ったとき、ここは非常に気をつけなければならない。聾者というのは、もちろん、耳が聞こえない、また、聞こえない方、ご自身で聾者とおっしゃいますから、聾者という言葉を使いますけども、この方々たちは、一見分からないんです。けがをされている場合とかは、障がいという意味合いから、何らかで見た感じで分かるわけです。目が見えない方は眼鏡もされるやろうし、何らかの見たところがあるんです。聾者という方は、耳が不自由だという方は分からない。そういったところも1つ、認識を深めていただいた上で、窓口へ来られても、皆さん方、経験があるだろうけど、分からないでしょう。そういったところも勉強していただくようお願いしたいというふうに思えます。

先ほど、小学校でも手話教室をやっているということがございました。私も、今年の1学期であったであろうかと思えます。新庄小学校には手話クラブというのがございます。私は、あくまで議員という立場ではなかなか教室に入らせてもらえなかったんですけども、手話奉仕員養成講座を受けているということで、お手伝いということで呼んでいただいて、1回だけ見学をさせていただきました。非常に子どもたち、熱心に、一生懸命やられている。勉強されている。私も少ない知識の中の手話で、自己紹介なり、自分の思いというものを小学生の皆さん方にお話しさせてもらったわけですけども、今申し上げているような、小学校、中学校、この手話の取組というのを今後進めていってほしいし、そうあるべきであろうかと思えますけども、今の現状、また、これからやろうとしていることについてお示してください。

**川村議長** 葛本教育部理事。

**葛本教育部理事** 教育部の葛本でございます。よろしくお願いたします。

先ほどの答弁にもございましたが、社会福祉課から、磐城小学校の3年生と5年生を対象にした手話教室を開催していただきました。聾者の方、手話通訳者の方、そして、全体をサポートするボランティアの方々に小学校にお越しいただき、手話通訳を介しながら、聾者の方の生活について教わったり、挨拶や動物の名前などを手話で教わったとお聞きしています。今年度中には、順番に全ての小学校を訪問し、各学校の希望に合わせた内容で実施される予定とも伺っております。また、新庄小学校には、先ほどおっしゃいましたように、手話サークルがございまして、聾者の方が、その活動の指導や周知活動にご参加いただいているともお聞きしているところでございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 小学校等、頑張ってくださいということで、一遍にいきませんから、また、指導者の方もそんなおられるわけではございませんので、そこは相談をしながら、今おっしゃったように、小学校は今年度中に全部行くわけですよ。だから、これを聞いておられる皆さん、小学生の方は今年度中に、少なからずも、基本の手話を勉強されるわけですから、大人も負けずに、これは市民の方にもお願いしたいですけども、学んでいただきたいということ、この場を借りてお尋ねをしておきたいと思えます。その中で、大人も学びたいという人はき

っと出てくるというか、多いと思います。そういう手話を学ぶときに、例えば地域で勉強したいというので、葛城市というのは、各地区、大字に公民館もございます。公民館で移動講座とか、講座というものに来ていただいて、地域の方が学ぶというような取組というのは、花とか、いろんな分野があろうかと思えます。そういったところに、大人が学ぶ、そういうような移動講座のパンフレットに、希望のあったところを、地域からは来てもらう、選択できる。何も全ての方に勉強しなさいというのではなくて、地域で勉強したいという方には行ける、そういう仕組みづくりというのは、お考え、やってほしいと思うんですけども、そういうことはどうでしょうか。

**川村議長** 葛本教育部理事。

**葛本教育部理事** 移動講座のご案内につきましては、毎年、3月末から4月にかけて、各公民館分館長様にご郵送させていただくほか、寿連合会総会と寿連合会婦人部総会で配布させていただいておりますが、令和5年度の移動講座のメニューには手話講座はございません。1回の手話講座を開かれます際には、聾者の方、手話通訳の方、サポートのボランティアの方と複数名をお願いすることになるとお聞きしております。移動講座のメニューに加えますためには、聾者の方、手話通訳者の方など、関係する方々にご相談してまいりたいと思えます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** よく分かりました。おっしゃっているのはよく分かるんです。先ほども私言ったか分からないけども、指導する方自身そんなに多くないですから、これも、あれもやってといっても、そこに無理が出てきちゃうんです。もちろん、県から派遣していただくということも可能ですから、全く駄目やというのではないですけども、それよりも、先ほどから言っている、子ども時代から手話にふれ合ってもらって、そういう指導者の方が増えてくるとなってくると、こういうこともすぐに可能やけども、今、理事がおっしゃったように、加えても、先生がいてなかったらできないというところがございますので、その辺はご相談をしていただきたいと思えます。

お話を置いておきますけども、余談になるか分からないけど、先日、道の駅に行かせていただきました。道の駅の駅長とお話する機会があって、駅長もおっしゃっていましたが、やはりお客さんで手話を必要とする方が来られると。そういう手話の講座があれば、ぜひとも、うちでも、うちでもというのは、道の駅の従業員でも受けたいというようなことをおっしゃってました。私は、そういうところというのは、今、多いと思えます。だから、そういう要望にどう応えていくかということ、移動講座のみならず、お考えをいただきたいというふうに思えます。

次に、11月に、私、大和郡山市にあります奈良県立ろう学校に行つてまいりました。ここは、幼稚園から高校まで聾の方が学ばれている。これも余談になりますけども、教室なんかでも、もう電子黒板やし、みんなタブレットを持ちながらやられている。熱心に勉強されています。人数も少ないし、非常に質疑というか、質問もよくされているし、それを手話でされているということについては、私は本当に感動を得るぐらいの授業であったと。先生も大変やと思えますけども、指導するときに、怒るときも、褒めるときも手話でやられるから、

そういったところを見てまいりました。そこでおっしゃっていたのは、この人らも一生懸命勉強されていると。そやけど、割と一般企業のほうでは、採用枠を持って、聾者の方の採用があるんだけど、公務員、地域で働きたいという子もいるんねんけど、なかなか、採用というのはないんですということを学校の教頭先生がおっしゃっていました。それが現実であろうかと思います。奈良県庁のほうでは、そういったこともやられているし、金融機関等でも採用ということをされているわけですけども、葛城市の職員採用という中で、ごめんなさい、前後しちゃったね。時間の関係もあるので、そっちへ行きます。職員採用という中で、現在、障がい者枠というような形で採用はされてきたであろうかと思いますが、聾者の方、耳が不自由な方、聞こえない方、この人らの採用は、今まで募集をしてきたのか。まず、どうか。そして今後どうするのか。私はぜひやってあげてほしいと思うんですけども、部長、お願いします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

企画部から、障がい者の方の葛城市職員採用募集状況について答弁させていただきます。葛城市において、障がい者の方を対象とした職員の採用募集については、令和3年度、葛城市の職員採用において、一般事務職、障がい者対象として1名程度の方を募集しております。その際の要件としては、①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人。②試験実施中は、介助者なしで受験可能な方。③パソコンもしくは活字印刷による出題及び口頭試験に対応できる人となっており、試験当日、配慮を必要とする方は、事前にご相談いただき、個々に対応を検討しております。現在、葛城市では、障がい者の雇用については、国が定める基準に達しており、令和5年度については、障がい者の方を対象とした採用募集は行っておりませんが、今後、障がい者の方を対象とした採用募集を行う際には、聴覚障がい者の方をはじめ、それぞれの障がい特性に配慮した形での採用募集を考えてまいりたいと考えております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今のは、私自身、半分分かって、全部分からないんですけども、今までから、障がい者の採用というのはしてきたと。今、聞こうとしているのは、聾の方、それをしてきたのか、してきてないのかということなんです。先ほど、私、申し上げたように、ろう学校に行ったときは、そういうことをして、役所のほうもしていただいたらいいのになと、こういうお言葉も聞いたわけで、もう一回、そこだけきちっと教えてほしいんですけども、今まではしてないのか。しているか、してないのかということと、それと、今後してほしいということで、今のやったら、配慮した形で採用募集をしていくということやねんけども、済んだことはしょうがないから、これからしていくというのだったら、それでいいんだけど、そここのところをきちっと、もう一度、教えてくださいませんか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** ただいまの藤井本議員のご質問ですが、障がい者の方で聾者の採用についてという部分なんですけど、個別情報になりまして、それについては、この場での答弁は差し控えさせていただきます。

せていただきたいと思います。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** そのようにおっしゃったら、私もそれ以上は聞きませんが、学校のほうでそのようにおっしゃっているという流れになっているので、私は、なぜそのように言うかということ、手話は言語であるという手話言語条例というのを、市長以下、私は敬意を表したいと思うけども、今までやっている以上に、これから、特別な言葉ではないということで、手話言語条例を引かれたわけです。これはほんまにええことだと思います。それを制定したのやったら、そこから何が変わるのかということ。今言うてるように、学ぶ場ということ、あの条例の文にも書いてある。形だけで終わらず、学ぶ場というのを増やさなアカんと。しかし、理事の答えにあったように、教える人が少ないんです。そこから言っていくと、いろんなことをやっていく中で、今、市役所に来られた方に窓口対応もしていただいて、これも、こういう方も増やしてほしいと思いますけども、まず、職員として、いろんな仕事がありますから、適応する仕事もあろうと思います。非常によくできる方も多と思います。そういう方がおられると、また、手話というところを職員の皆さん方も、また市民の皆さん方も、そういう学ぶ場とか、ふれ合う場というのは多くなるだろうと思いますので、個人情報ということでございましたから、それ以上は突っ込みませんが、採用募集の中で考えていただきたい。

難しいのは、私も勉強していく中で、例えば、パラリンピックってあるじゃないですか。また話はずれるんですけど。パラリンピックの中には、聾者の方は含まれないんです。ほかの障がいという方がパラリンピックに出はんねんけども、では、聾者の方のそういう大会はないのかということ、デフリンピックという別個の扱いになっているんです。これも私も知らなかったことで、今、学んでいるうちに教えてもらったわけですけども、採用のときも、やっぱり手話言語条例を引いたと。そこから何が変わったんやということを見せていただくように、これから先の話になりますけども、願いをしておきたいというふうに思います。

あと、これも評価をしたいと思うんですけども、市の行事の中で、手話通訳をされる行事が増えてまいりました。これについても、私は高く評価をしているところであります。その際、パンフレットとか、掲示するもの、また、皆さん方にお渡しするもの、あろうかと思えます。広報の仕方です。その際に手話通訳者の方がつきます。全部が全部つかないと思う。つく、つかないというのは、高垣部長らは若いから知らないけども、私らの時代だったら、昔、白黒テレビからカラーテレビに変わったとき、これはカラーの番組ですよと。こんなん、議長は知ってはるやろうけど、何か差をつけて、これはカラーやと、これは白黒やという、それと一緒に、分かりやすいように、だから、それさえしてもらったら、手話がつくんだ、行こうと、参加者も増えるわけです。そのためにお金を払ってつけているわけですよ。この辺についてのお考えをお示してください。

**川村議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

行事等での手話通訳者を設置した際の広報等についてでございます。市のイベントにおい

て手話通訳をお願いする場合は、社会福祉課を通じて申請しております。その際、担当課には、広報に掲載する際には、そのイベントに手話通訳者が設置してある旨を掲載するよう周知させていただいております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 周知させていただいておりますということやけども、全てが全て、なっているのかどうか、また検証もしながら、各部署、いろんな行事をお持ちですから、今、熱心にやっただいでいるので、せっかく手話通訳の方がつきはるねんから、手話通訳者もおられますということをお明記していただくように、教育委員会のほうも行事が多いであろうかと思えますけど、そういうことでお願いいたします。

それでは、手話に関してはこれで終わらせていただいて、続いて2つ目の、JR大和新庄駅のほうに入らせていただきます。JR大和新庄駅について、これまでの粗筋じゃないけども、振り返っていきたいと思います。私は、令和4年度に、非常に困っているんだというお話を、高校生の方、直に高校生は私に言ってこないですから、高校生の方が、ある方を介して、私にそのように報告がございました。それはおとしのことでございます。そこからいろんなことを調べてまいりました。そして、今年3月に初めてJR大和新庄駅にトイレがないというお話をさせていただきました。そのとき、私も聞くまで知らなかったもので、議会の中でも議論が遅くなったということで、私自身としては、市民の方に申し訳ないという気持ちでお話ししますというようなことも言ったのを覚えているんですけども、このとき、JR和歌山線だけをとってみると、王寺駅から五条駅まで14駅あるんですけども、葛城市の大和新庄駅だけがないということでございます。これはJRが、やはり鉄道事業というのは継続させたい、採算を保ちたいということで、令和2年頃に、無人駅については、トイレ事業、トイレということについては自治体にお任せしたいということで、和歌山線全駅の市町村に出向かれてお話をされた。葛城市にもそのときに来られたということでございました。もちろん、御所市、五條市、香芝市、皆、行っておられるわけです。ほかの市は、トイレを市として、もちろん駅舎の外側にありますけども、市の所有地というようなところに設置をされた。そやけど、葛城市はそういう動きがなかったので、どうなってるんだということで質問をさせていただきました。

このときの答えが、副市長は替わられましたけども、前の副市長なんかが強くおっしゃられたのは、JRのトイレはJRでやってもらうべきやということをおぼんと返されました。確かにそれはそういうことになるかもわからないし、市民の方も、それを聞いて、それはそうやでという方もおられました。しかし、ほかのまちでは、ちゃんと市として市民のために造ってはるわけです。それが3月の話です。

6月について、再度、トイレのみならず、駅舎全体のことについてお話をさせていただきました。まずもって、駅舎というのは、どこが管理して、どこが所有しているのかということをお聞きしますと、平成16年頃、合併前だったと思いますけども、JRから葛城市に所有権が変わっている。無償譲渡されて、今は葛城市のものになっているということが分かりました。それやったら、なおのこと、駅舎というのは葛城市のものなんだから、そこで待たれ

る、葛城市民を中心とした利用者の方のためにトイレが必要ではないかということを改めて言いました。また、葛城市のものであれば、昭和25年頃に建てられた駅でございますので、耐震とか、そういった強度というのは大丈夫かということも併せてお尋ねをさせていただきました。耐震の問題については、これについては調査をしたいと、していこうと、葛城市のものやからしていくということで、記憶ですけど、副市長からお答えをいただいたのを覚えております。しかし、市のものであったとしても、一步は、一步と言うのか、半歩ぐらいは進んだと思うんですけども、トイレについては、3つの条件というか、クリアしなければならないということで市長のほうからご答弁いただいたのを強く記憶しています。その1つは、3月と同じように、やはりJRのトイレなんだから、JRに造ってもらわなあかんというのが1つと、2番目は、市で造るにしても、市民からの要望というのは出てないやんかと。3つ目としては、安全な対策ということについて検討しなければならないと。簡単に言うと、そういう3つのお答えをいただいて、ちょっとは進んだような気がしたんですけども、まだまだ進まない状況にあったわけです。

これから質問に入らせていただきますけども、これまでそうして2回、私は質問して、答弁をいただきました。今申し上げたようなことで、それ以降、6月以降、こんなことを検討してるとか、いや、考え方がこう変わったとかいうことがあれば、お話しください。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。

駅トイレの協定につきまして検討を行っております。駅にトイレがないことから、周辺コンビニエンスストアにおいて、店舗のトイレを気軽に利用できる、公共トイレ協力店として使用できるのか、また、できる場合の提携等の進め方等について、コンビニエンスストアの会社に確認を行っております。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** これ、3月からやってるからね。もっと早く進められへんのかなというのをここで添えさせてもらって、コンビニエンスストアと提携をしているというのは、6月のときも、私のほうからお話をして、そういうふうなことをやっている、全国的に見るとあるわけです。そこへ動いてくれたということだけでも、ほんの少しだけでも、そうやって動いてくれるというのはうれしい。コンビニエンスストアに確認を行っています。そこで終わってもらおうとつらいねんけど、では、どうなったのか。今、まだ答えが出ないのか。どこまで進んでるのかということをお教えてください。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 公共トイレ協力店の提携についてですが、該当する店舗と直接交渉し、オーナーとの合意が必要であるということでございます。該当の店舗等を今、洗い出すようなところで検討しているところでございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 進んだということで、それはそれでいいですけども、ここでJR大和新庄駅を知っている方、利用される方は少ないと思うけど、あそこからコンビニエンスストアというのは、一

番近いところで、多分歩いたって、5分では行けるところはないと思います。でも、全くないよりは、そういうことでお話を進めているということについては、ほんの少し、感謝をしておきたい。というのは、前にも言ったように、そういうコンビニエンスストアでも話をしたらどうやということとは私のほうから言ったけども、これはあくまで経過措置であって、やっぱり建ててくださいと、駅には必要です、ということが本来であるので、今そうやってやっていただいているということについては、進めていただきたいというふうに思います。

その次です。6月議会、もう半年前になるわけですけども、JRというのか、民間事業者になった。民間事業者のトイレというものは、やっぱり民間事業者で設置するものであると、こういうお答え。そしてまた、周辺地区のコンセンサスを得る必要があると。これが市長の大きな、それをクリアせんとかんということ、市長の中でも、それをクリアする必要があるということ、何ぼかは進んでいるようには思うんですけども、そういう答弁がありました。クリアせなあかん。この2点について、民間事業者やから民間で造ってくださいということ、何遍も言いますけども、周辺地域のコンセンサスがねん。それ以降、どのような対応をされて、どのように動いているのか、お答えください。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** まず、民間事業者のトイレというものは、民間事業者が設置するものであるということにつきましては、JR西日本が、駅舎のシンプル化に伴い、全車両にトイレを設置することで対応するということでございます。また、周辺地区のコンセンサスを得る必要があります。要望があるのかについては、公衆トイレであることから、行政責任が伴います。防犯、安全面を考慮すると、地元区のコンセンサスが必要であり、要望が必要と考えますが、周辺地元からの要望書の提出はございません。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 今のお話を聞いていると、ほんまに涙が出るぐらい情けないと言うていいのか、まずもって、この話は、JRも電車の中にトイレをつけますよと。そやけども、市町村側もやってくださいねというのが、私は、JRと話した中での話です。JRの電車の中にトイレをつけるといったって、あれ、1時間とか1時間30分に1本じゃない。それがほんまに、今答えられたけども、ほかのまちはそんなのではあかんということをつけてはるわけです。でも、JRかて努力をします。電車の中につけます。市町村も努力してくださいねというのが、これが私は流れだと思っているから。あともう一つ、地域のコンセンサスという、その辺の意味も分からないけど、要望が出てないと。これ、私、間違ってたら間違ってるって答えてください。周辺地域の区長も、市役所にトイレが必要やから造ってくれと言いにやってきたといつて、私にも報告がありました。私とも相談もしています。JR大和新庄駅を主に使われる地域の区長が来られてるんでしょう。いや、そんな、来られてませんというのやったら、言うてくれはったら。私の言うてるのが間違ってますというんやったら、言うてくれはったらええけども、何も答弁は求めてませんけど、来たはるじゃない。住民の要望がないねん。私、そんな、この議会のここでよう言わはるなと思う。

あと、もう一つ、JRの駅というのも、私も言うだけではあかん。やっぱり駅舎という、耐震もやってくれと言うてる以上、中身を見せてよと。中身を見たいということで、都市整備部に言うて、中身を見せてもらいに行きました。中身で、駅舎を。駅舎は駅舎として見せてもらった。今は地域の方でお使いになられているわけですが、そのときに駅で待ってた高校生、部長がいてる前で、2人で聞いたじゃないですか。この駅にトイレないからねと言うたら、何て言うた。3人ぐらい、女子高生があおられたよね。本当に造ってほしいですと。朝、一旦駅に来たけども、体調が悪くて帰ってしもうて、その日、遅刻してテストも受けられませんでしたと。これ、部長と一緒に聞いてんねん。つらい中お答えをさせていただいているということについては感謝するけども、こんなことを聞いてて、地元の要望、要望書が出てない。だから、書面で出さなんあかんということなのか知らないけども、近隣の区長も来られている。利用者の方も、部長と私の目の前で言うてはる。頼まれてるわけやん。そやのに、ないねんと。次、行きましょう。

次に、トイレのみならず、駅舎の耐震ということについても、これ、資料があんまりないんですけども、昭和25年、20年代に建てられているんですよ。これはもう市の所有になってんねんから、耐震等、今後利用者のためにも必要だということで、耐震もやっていきたいという副市長の、前の6月は、これは前向きと言っていいのか、お答えをいただきました。その後どうなっているのでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 耐震の状況についてでございます。改築時の設計図書に基づき、壁量調査等を中心に、駅舎の耐震状況を確認している状況です。今年度中に調査結果が判明いたします。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 分かりました。これについては、当初から、やっぱり耐震ということについては、古い建物だし、するということなので、やり方はお任せしておきますけども、安全だということを示していただいたらそれでいいわけです。今年度中にできるんやね。今年度中ということとは、あと3か月、3月までということやけども、これはよろしく願います。

次に、申し訳ない、話はちょっとずれるけども、この議会が始まる前に、JR西日本というのは、赤字路線、30路線やったと思うんですけども、発表されました。テレビでやられていたのを見られた方も何人かおられると思いますけども、JR西日本、やっぱり地方自治体と協力しながら、路線だけは走らせていきたいという気持ちがあるということも、そのときにおっしゃったわけですが、そんな中で、JR西日本は、駅舎をコンパクト化とって、バス停の大きい版と言っていいのか、そんなふうに変えられてきています。和歌山線でいうと、掖上駅とか、大和二見駅、五条駅なんか、本当にコンパクト化の小さい、何遍も申し上げますけど、バス停のような駅に変えられているというところですが、それに乗っていくのか。それとも、葛城市の駅舎に対する計画、自分のところで持っているわけですから、その辺について今、お考えがあるならば、放っておいたらいいのか、JRはそういうコンパクト化ということを進めているわけですから、その辺のお考えをお示してください。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 駅舎についてですが、平成16年に譲渡されております駅舎建物は、現在、J R 地区ふれあいの会にコミュニティ施設として使用していただいております、活用しておるところでございます。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** それも私は考え方が反対だと思うんですけど、駅舎というものを市が無償譲渡を受けた。今、耐震を調べていただいているということです。今後どうするんだということやけども、今、北花内の人が使うたはるよって、今は考えてないというのは、私はおかしいと思います。それならば、耐震の結果が出た次第で、答弁をこう言えというのはおかしいけども、耐震の結果次第で検討してまいりたいと思いますとか言わないと、何も分からんと、地域の方が使うたはるから、今は考えてなく、そのままいきますということでございますけども、これは耐震を見てもないと分からないという部分があるかと思っておりますので、そのときまでに、また今年中に、今年度中に出すと言うてるねんから、それまでにまたお話しする機会もあろうかと思っておりますから、お示しいただきたいと思っております。

続いてですけども、隣のJ R 御所駅、ここなんかは、本当に利用者のために、駅は無人化になったけども、シルバー人材センターの人を置いて駅というものを守ってはる。そこまで私はやれとは言わないけど、また、まほろば線に行くと、駅舎の中にレストランを持ってきて活用しているところもある。廃校になった学校のピアノを置いて、駅舎で音楽を楽しむというのが奈良県にも2駅ございます。この間から新聞等で見られたと思っておりますけども、J R 畝傍駅をどうするんだということで、J R 畝傍駅を中心とした、これは10月29日に行われた、音楽マルシェということをやられているところもある。こういったことでJ R の駅を利用して、いろんなことを地域住民が、また自治体がやろうとしている。このことについて、よそを見て、どう思いますかというか、感想を教えてくださいたいと思っております。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 近隣のJ R 御所駅につきましては、観光案内所にW i - F i 、電源コンセント、デジタルサイネージ等の設備を施した待合スペースを併設し、市民や学生の憩いの場となっております。周辺J R 沿線での無人駅について、行政が駅舎を利活用していることは、ほかにもございました。引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 藤井本議員。

**藤井本議員** 研究してまいりたいということやから、研究してください。

最後に、時間もあと10分を切りましたけども、市長にお尋ねしたいと思っておりますけども、私の気持ちというのを、市長には、最後というのか、もう少し訴えさせてあげたい部分がございますので、これから3分、4分、話をして、残り市長が答えていただいたら結構でございます。

冒頭に申し上げたように、私がこうやってこだわってきたのは、やはり子どもたちと言っていいのか、通学する高校生からの話が発展的に来て、私のところに入ってきて、こうやって、しぶといと思っているか分からないけど、やらせていただいているわけです。5月ぐら

いだったと思いますけども、葛城市のJR大和新庄駅にはトイレがない、設置を求めていきましようというチラシも、運動として、私は議員活動として、JRを利用される所には、ポスティング、入れさせていただきました。今、あのJRの駅前の中で、1軒か2軒、私が作った、配布したチラシを玄関に貼っていただいている方もある。だから、この件に関しては、非常に地域からも私に対しては要望があるので、頑張っていこうというふうに思っています。

そんな中で、もう一つ、私が思うのは、昨日からも出ていました。葛城市の特徴というのは、高齢化率も、昨日かな、森井部長のお話であったように、28%前後ということで、これは香芝市に次いで低いのかな。そういう年代別の人口表というのか、人口の動態統計というのを見ていると、0歳から14歳、15歳から64歳、また、65歳以上の高齢者と、こういう分け方をすると、0歳から14歳というこの部分が、見てみると、直近の奈良県が発表した分ですけども、奈良県の中で一番高いんです。子どもが多いまちなんです。その結果として、私の母校でもあります新庄中学校なんかは、今はマンモス校で、数だけでいうと、生徒数は奈良県で4番目か5番目なんです。そうなっている。私は、昨日もあったように、何々も安いとか、いろんなことはあるけど、このまちが発展してきたのは、鉄道というものが非常に、地形上に、近鉄線の駅が、二上神社口駅から忍海駅まで、近鉄線が6つ、JRの駅で7つですよ。子どもたちのために阿古市長も一生懸命に努力をされていると思います。そんな中で人口も増えて、子どもたちの割合も増えている。学校なんかでも、子どもたちの意見を聞いたら、すぐに動かれると。そういった面があるわけですけども、葛城市の特性として、子どもらがそれだけ増えているのに、それとは裏腹に、ないのが高校です。高校がないわけです。高校がないということは、通学せなあかんわけです。それが、どこの、近鉄であろうとJRであろうと、それは選ばれた学校によって違うから、子どもたちにとってはあまり関係ないんですけども、JR大和新庄駅、皆さん方は乗降者数をどのように思っているか分からないけども、資料を見ていると、800人、700人、800人、900人、年度によって違いますけど、それぐらいございます。それよりも低い、少ない駅も葛城市にはございます。市長の一番近い磐城駅やったら1,000人ぐらい。副市長の一番近い忍海駅やったら1,200人ぐらい。JR駅も800人。それは少ないと言えは少ないか分からないけども、子どもたちにやってあげられることという、小学校、中学校の学校教育と、あとは高校はよそへ行かはんねんから、通学のための駅までですやんか。高校生の子なんか、高校生の子どもたちが、学校へ行っている3年間のうちに駅のトイレを利用したというのは、それは数は少ないと思う。そやけど、使わんなんときは使わなあかんわけです。子どもたちに物すごく力を入れてこられているのにもかかわらず、この部分だけが物すごく、私にとってはアンバランスです。こういう強い気持ちがある。そういうことも踏まえた上で市長にご答弁いただきたいと思います。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** それでは、藤井本議員の質問にお答えさせていただきます。

JRの大和新庄駅舎については、現在、北花内のJR地区のコミュニティ施設としてご使用いただいております。その状況も踏まえ、ほかの市町村の事例も参考に、よりよい活用方

法を研究してまいりたいと考えております。トイレの設置につきましては、今年6月議会の答弁でも申し上げましたが、駅のトイレの設置については、3つのハードルがあるというのはもうご理解いただいていると思います。民間事業者のトイレといいますのは、労働者がおりましたら、労働者に対するトイレの設置というのは法律で義務づけられております。ただ、利用者、いろんな業種がありますが、お客様に対するトイレの設置というのは、事業者の判断で設置するかしないかが決められるところでございます。JR西日本という民間の事業者がトイレを廃止するに当たって、その代わりに、利用者の皆様方には、必ずトイレを常に設置した列車を走らせますというところで、利用者のトイレの問題をクリアしているものやと、事業者としての判断はそこにあると考えております。ですので、駅のトイレとおっしゃいますが、実は駅のトイレを税金、行政で造るといえるのは、基本的にはあり得ないことでございますので、造るとすれば、公衆トイレという形のものになります。税金で造りますので、当然のことながら、税を使うに当たりましては、特に公衆トイレの設置をいたします場所、まず、北花内の皆さん方のご了解をいただく必要がある。これが2つ目のハードルでございます。

そしてもう一つ、そのハードルを越えるに当たって大切なことは、駅が無人化されるまでは、当然のことながら、駅員の皆さんが安全管理、衛生管理に努めていただきたい。ただ、今現在、無人でございます。駅舎の中には実はトイレがあります。それは従業員に対するトイレでございます、一般の乗客に対するトイレはございません。ですので、それは使用できない。それと、そうしますと、公衆トイレを造るとなると、特に治安ですとか、安全の意識を非常に強く持つ必要があると感じております。その意味におきまして、地元、北花内地区のご了解、ご要望が必要であると感じております。今現在、その段階に至っておりませんので、JR大和新庄駅周辺のトイレ設置については、今そのハードルを越えない状況であると申し上げざるを得ないと思います。ただ、コンビニエンスストアのトイレの公衆トイレ化、これは協定になるわけなんですけども、まず、大きなコンビニといいますと、多分3種類か4種類やと思いますけども、その事業所と、さらに、それをお持ちのオーナーのご了解をいただければ、それができますので、その協定を結ぶ指示をいたしておるところでございます。近い将来にその協定が結ばれる。コンビニエンスストアのトイレは、公共トイレ化ができるものやと考えておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 藤井本議員、最後、締めて終わってください。

**藤井本議員** 全然変わらなかったということについて、私の思いとしては、非常に残念です。よそのまちが造っておられる。言うてるように、駅の前に公衆用トイレ、自転車置場を造るような感覚で、市民のために造るといえるのが、こんな当然の話で、造られている御所市、五條市、または香芝市等、また、人まで置かれているというのに大きな差があるなど。

最後に言いますけども、市長が替わらないとトイレはできませんと言いたくない。また聞きますから、聞くときはあると思いますので、よろしく願います。

以上で終わります。

**川村議長** 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

**奥本議員** 皆様、こんにちは。奥本佳史でございます。議長の許可を得まして、一般質問に入らせていただきます。

本日の質問内容は、本市の自治体DX推進ビジョンについてでございます。総務省が今、国が旗を振りながら、自治体DXというのを進めております。これについて、現在の取組状況について確認してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以後、質問席からさせていただきます。

**川村議長** 奥本佳史議員。

**奥本議員** それでは始めていきたいと思えます。令和2年12月なんですけども、デジタル・ガバメント実行計画というのが閣議決定されております。これは自治体が重点的に取り組む事項と内容を具体化するとともに、総務省や関係省庁の支援策を取りまとめて、自治体DX推進計画というのが策定されております。その後、令和4年6月のデジタル田園都市国家構想基本方針が、また、同年10月には、地方公共団体情報システム標準化基本方針が策定されました。その後、自治体DX推進計画並びにその推進手順を示した自治体DX推進手順書も、改定が重ねられております。本市におけるDXの政策については、ちょうど2年前になります。私の一般質問が最初だったかと思うんですけども、その後2年がたって、現在の状況がどういう感じになっているかについて確認していきたいと思えます。

自治体DXという言葉なんですけども、行政の職員とか、行政関係者の方は、誰もが必ず目にしている言葉なんですけども、こと、実態については、どこまで理解できているか。これは我々議員も含めて、なかなかこの辺が不十分ではないかと思うわけなんです。でも、それにもかかわらず、国は、実は、締切り、最後の期限が、ゴールだけ設定されておりまして、地方自治体に対して、この自治体情報システムの標準化と共通化の対応意向を、令和7年度末までに、これを完了目標とするように言っているわけなんです。もうあと2年と少しというような時間になっている中で、現時点で葛城市の状況と、現時点での見えてくる課題というのを今日は確認していきたいと思えます。

まず初めに、お断りしておきますけども、本当でしたら、2年ぶりの質問なので、それ以降のDXの進行状況というか、それに伴う課題あるいはまちづくりにつながるような展望というところまで踏み込みたかったんですけども、いろいろ確認している中で、なかなかそこまでの質問が、まだそういう時期ではないということが分かりましたので、今回に関しては、葛城市のDX政策の入口となる組織体制について、そこにスポットを当てまして質問してまいりたいと思えます。また、DXに関する質問なんですけども、専門用語が非常に多岐にわたって出てまいります。今日は補足資料として皆さんのお手元に、用語の解説も踏まえて配っております。適宜ご参照いただきながら聞いていただければ、より理解が深まるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。まず、質問の前に、おさらいしておかんとあかんことが1つ

ございます。なぜDXが必要なのか。DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術を用いて業務や組織の改善を行い、生活をよりよく変革する取組です。何でDXが必要なのか。国は何でこんなDX、DXと言っているのか。DXが対応できなかつたらどうなるのかということがよく分かってない。そこをまず確認しておきたい。これ、実は、大きく3つあります。1つには、職員の働き方改革が進まない。要するに、業務量がどんどん増えていく、肥大していく。その部分を任期付採用職員の依存体制がどんどん増えていって、人件費がかかっていく。それと、やはり1人当たりの作業量、仕事量が増えていくというところが、働き方改革が進まない。これがDXが必要な理由の1つ。

2つ目として、多岐にわたるこれからの市民の要望に対して迅速に対応することが、従来の手作業ではなかなか難しくなっている。これが2つ目。

最終的に、これは全部に共通するんですけども、行政コストが、費用が増大する。この3つが、DXを進めないと、問題として非常に大きいのしかかってくる。これがまず念頭にありますので、これをまず覚えておいてください。

それでは、具体的な質問に入ります。その質問なんですけども、まずは、これまでの、過去、私、2年前にやった質問と、それ以降の総務建設常任委員会並びにほかの方の一般質問のところの理事者側のご答弁で、違いというか、そごが生じておりますので、まず、そこを確認していきたいと思います。まず、理事者側のご答弁の確認の1番目として、CIOです。CIO、チーフ・インフォメーション・オフィサー、最高情報統括責任者と書いています。情報システム部門を統括する役割を持つだけでなく、情報戦略の立案や実行の主導的役割が求められる役職。このCIOについてなんですけども、私、令和3年6月の第2回定例会における一般質問におきまして、CIOはどなたですかというふうにお尋ねしましたら、当時の企画部長の回答として、葛城市情報セキュリティ対策委員会において、市長を最高情報統括責任者、CIOとして、情報セキュリティ対策について全庁的な体制の下で、的確な対策を推進しているところでございますというご回答がありました。さらに、本年、令和5年第2回6月定例会において、川村議長の質問におきまして、この際、副市長がCIOの立場としてご答弁されているんです。ここがよく分からないんですけども、本市のCIOというのは、実際はどちらが本当なのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

葛城市のCIO、最高情報統括責任者は誰なのかというご質問にお答えいたします。葛城市の最高情報統括責任者という定めについては、葛城市情報セキュリティ対策委員会設置要綱において記載がございます。その要綱の第4条において、委員長が最高情報統括責任者として必要に応じて会議を招集すると記載されており、委員長が市長と定めてあり、現在、市長が葛城市のCIO、最高情報統括責任者となっております。

なお、令和5年6月の一般質問において、情報化の統括責任者という立場から、副市長が答弁させていただいております。現在策定中のDX推進計画の推進体制の中で調整していきたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 今のご答弁では、葛城市のDX推進の総司令塔である最高情報統括責任者、CIOは市長であって、副市長は情報化の統括責任者ということでしたが、この違いが、聞いてもよく分からないんです。それと令和3年の、市長がCIOというご答弁のところ、今もありましたけども、これは情報セキュリティに関することの部分で述べていらっしゃるので、ここは本来、CISO、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー、最高情報セキュリティ責任者を意味するところなんです。これに関しては、県内では、生駒市、橿原市は、情報セキュリティに関するポリシーの中で、市長はCISOと定義されているんです。ほかのところも調べたんですけども、CIOのところ、県内では、ほかの市町村で市長がCIOをやっていたところはどこもなかった。全国的に調べても、CIOというところは、首長がやっているというところは非常に少ない。あったことはあったんですけども、なかなかこれは見当たらないというところなんです。この辺についてはまた後ほど言いますけども、また話を戻しまして、実は、CIOの定義づけというのはあるのかなと調べてみたんですけども、総務省の地域力創造グループ地域情報化企画室、これが令和4年6月3日付資料として、自治体DX推進のためのデジタル人材の確保の取組というものをしています。この中で、自治体DX推進計画において、CIOは、庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう副市区町村長が望ましいとされており、さらに、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官として、内部に適切な人材がない場合には、外部専門人材の活用を積極的に検討するということが書かれております。先ほどの話からいくと、そうしたら、今現状、市長がCIOであるとするならば、副市長のお立場はCIO補佐官という位置づけで、認識でよろしいのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市では、CIO補佐官を規定したものはなく、したがって、副市長はCIO補佐官ではございません。先ほど申されました、自治体DX全体手順書第2.1版によれば、CIO補佐官等とは、CIOのマネジメントを専門的な知見から補佐する者とされており、CIO補佐官等については、外部人材の活用を積極的に検討するとなっております。今後、具体的なDXのプロジェクトを実施する場合には、専門能力を有する人材として、CIO補佐官の設置を検討していくことも必要になると考えております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 分かりました。では、その次に、これまでのご答弁の確認の2番目として、葛城市のDX推進計画についてお聞きします。令和4年9月決算特別委員会で確認した際には、DX推進計画について、計画についてはまだできておりません。実際のところ必須ではないんですけども、それに基づいてどのように進めるかというのは内部では検討しておりますというご答弁でした。その後、令和5年第2回6月定例会、これも川村議員、今は川村議長の一般質問

のご答弁で、奈良県においては、令和4年4月に奈良デジタル戦略を策定され、令和5年4月1日には、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例の制定をされております。そういった内容や国の今後の動向も考慮しながら、今後、葛城市のDX推進計画の策定の準備を進めていきたいというご答弁でした。ということは、1年たっても計画の制定が進んでいないという状況です。これは過去に必須ではないというご答弁をされていたことを踏まえ、結局、策定しないままいくおつもりなのでしょうか。それとも、何か今後、葛城市として独自の基準というのを何かつくるような予定があるのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 現在の葛城市DX推進計画の状況についてお答えいたします。令和5年10月20日に、市役所内部でプロジェクトチーム、DX推進検討委員会を立ち上げまして、第1回DX推進検討委員会を開催し、その会議において、葛城市でDX基本条例を定めるとともに、DX推進計画を策定していくということで決定いたしました。その内容を踏まえ、現在、条例案及び推進計画を策定中でございます。

なお、このDX推進計画策定の前に、葛城市のデジタル化に関するアンケート調査を実施することとし、現在、広報12月号にQRコードを掲載して、DXに関するアンケート調査を行っております。また、条例案につきましても、この後開催される12月議会の総務建設常任委員会において報告する予定にしております。報告終了後にパブリックコメントを実施する予定にしております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。今、計画策定のためにアンケートをとっていらっしゃる。後のことに関しては、後の総務建設常任委員会に絡むことなので、この辺で置いておきます。一応計画は進んでいるということですね。

それでは、同じく、過去のご答弁の確認の3番目を行います。令和3年第2回の6月定例会の、これも私の一般質問ですけども、周辺7市町と共同運用している奈良県基幹システム共同化検討会、NR7、これを7団体共同で、次期国の基幹システムへの検討を進めているとのご答弁がございました。その後、この検討結果として、NR7が部分的にでも基幹システムに採用されることになったのかどうかをお伺いいたします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 次期基幹システムについて答弁させていただきます。

次期基幹システムの標準化については、これまで、国において様々な議論が行われておりました。葛城市の次期基幹システムはまだ決定していませんが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第10条、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術の活用において、地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第29条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとなっております。

この法律による国の考え方としては、地方公共団体情報システムの標準化は、国が標準化に適合したシステムであるという採択を行うという流れではなく、自治体がデジタル基盤改革支援補助金を活用して標準化を進めていくという流れになっております。デジタル基盤改革支援補助金に関するQ&A第5版には、各システムが標準仕様に準拠することについて、誰が、どのように確認するのかという記載があり、標準準拠システムの適合性確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有しており、基本方針では、地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は、地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能、IDごとに、どの操作、画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとされています。また、制度所管府省庁は、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速やかに詳細を把握するなどし、検討会の場で議論をする等しながら解釈を示す等の対応を行うこととなっております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ただいま説明いただいたんですけども、私、打合せの段階から、これを聞いて、あれと思ったのが1つあったんですけども、今の話の中で一番重要なポイント、国が標準化に適合したシステムであるという採択を行うという流れではなく、自治体がデジタル基盤改革支援補助金を活用して標準化を進めていくという流れであるという、この部分なんです。これ、実は、そもそも、DXの話があった、国の最初の、当初のDXの目指すところという話を記憶しているんですけども、自治体業務手順の一元化によるコスト削減等、皆さん、個人情報を含むデータをガバメントクラウドに集約することで、セキュリティを国が担保するという方向性だったと私は記憶していたんですけども、今の話もございまして、またその後、調べてみましたら、再度、国の仕様を確認したら、実は変わっているんです。標準仕様についての解釈がいつの間にか変わっているんです。これは私も非常に驚いたところなんですけども、自治体主導というところが変わっています。これについて再度確認させてもらったら、担当課あるいは葛城市に対しても、地方自治体には仕様変更の情報提供がなかったということなんです。これ、国が国策としてDXを推進するという立場であるのなら、もっと丁寧にやってほしいというのは、これは国に対して言うしかないんですけども、ここは非常にびっくりしたところです。だから、今の話をまとめると、国が標準化に適合したシステムであるという採択を行うのではなくて、葛城市独自に、標準化に適合したシステムをデジタル基盤改革支援補助金を活用して標準化を進めていきなさいということなんです。

それでは、それも踏まえての話になるんですけども、同じく、これまでの確認の4番目になります。以前、橿原市と共同試験運用を経て導入されておりましたRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション、これも葛城市独自の取組なんですけども、これに関して、以前の予算特別委員会で、最終的には葛城市単独での運用になっているということでして、そこで、このRPAの自動化手順となるシナリオ作成について、外部事業者に委ねていると

いうことでしたけども、現状の運用状況について、また、その費用が幾らぐらいかかっているかについても教えてください。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 現在導入しているRPA、ロボティック・プロセス・オートメーションの業務についてお答えします。令和元年度に奈良県の補助金、奈良モデルで導入した会社のRPAのアプリケーションを現在も使用しております。令和3年度に、健康増進課、子育て支援課において活用、令和4年度からは、生活安全課所管の被災者支援システムと連携しております。その費用については、年額で税抜き176万円となっております。その内訳としては、ライセンス基本料金が120万円、AI-OCRが20万円、年間5回程度のオンサイトサポートが36万円となっており、オンサイトサポートの中には、シナリオ作成の費用の支援分が含まれております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 葛城市独自のDXの取組としてRPAというのがあるわけなんですけども、皆さん、お気づきだと思いますけど、これまでのシステムの改修費用というのは、予算書を見ても莫大な金額がついてきているんです。それに対して、RPAというのを導入すると、非常に安価で業務を改善できるシステムが導入できるという、非常に先駆的な取組なんですけども、ただ、今、金額を聞いて、金額的には僅かなんですけども、1つだけ気になる点があるんです。この中のオンサイトサポートというところがございました。年5回程度のオンサイトサポート36万円という内訳ですけども、本来なら、オンサイトサポートというのは、実際に現地訪問で対応した作業を指すわけなんですけども、これは、もしかすると、契約形態として、サポートを受けても受けなくても、計上されているライセンス料と抱き合わせの金額にはなっていませんか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** オンサイトサポート料につきましては、契約上は年間5回程度となっておりますが、年間パッケージとして契約しておりますので、回数に関わらず、全額支払うこととなっております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** やはりそうですよね。RPAを導入する最大のメリットというのは、単純定型業務を自動化して、担当者の作業時間を減らすこと、これが一番の目的です。その自動化の作業手順をPCに命令する、シナリオ作成というんですが、その手順書を命令する作業が、担当者レベルで簡単にできるというのが本来のRPAなんです。ところが、今現状、この事業者の場合は、シナリオが非常に簡単につくれない。それを委託している。なおかつ、作成のサポート料まで抱き合わせで契約している。これ、非常にもったいないですよ。せっかくRPAを導入しているのに、こういう契約とか、このシステム選定はいかがなものかと思っておりますので、今後、DXを進めるに当たって、RPAとは何ぞやというところから始めると、今、本当にシナリオ作成が簡単にできるのがいっぱい出てきております。なおかつ、言葉で言ったらA

Iが作成を代行するというのもあるんです。そういうのをやると、本当にサポートも必要なくなる。あったとしても、本当に導入当初、1回だけで済むというような形になって、更にコストダウンが図れますので、そういう研究をしていていただきたいと思っております。これ、ポイントとしてお伝えしておきます。

では、ここから、現状のDXについての質問に入ってまいります。国が示す自治体DX全体手順書というのがあるんですけども、この中に、非常にノウハウの少ない地方自治体に対して、DX推進の基本的な考え方、ビジョンの設定、工程表の設定、推進体制の整備、人材育成手法、外部人材の活用法、それから実際の運行手順について、ステップを踏んで解説してあります。それを各自治体に落とし込むことで、各自治体はDX推進計画が策定できるようになっているんですけども、現状、策定していただいているということですけども、今後、これらのステップをどう進めていくお考えでしょうか。この辺、資料にもまとめていますので、それを見ながら聞いてみてください。では、お願いします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 自治体DX全体手順書第2.1版、令和5年1月20日、総務省の全体手順書で示す、DXを推進するに当たって想定される一連の手順は、次のとおりとなっております。ステップ0、DXの認識共有・機運醸成、ステップ1、全体方針の決定、ステップ2、推進体制の整備、ステップ3、DXの取組の実行、以上のような手順が定められております。現在の葛城市の状況につきましては、まず、ステップ0、DXの認識共有・機運醸成については、令和4年度にDX研修を、総務省地域情報化アドバイザーを招いて職員を対象に行い、既に実施しております。現在は、ステップ1、全体方針の決定、ステップ2、推進体制の整備に向けて、市役所内部で立ち上げたDX推進検討委員会で議論し、その会議の議論を踏まえて、条例案及び推進計画案を検討中でございます。ステップ3、DXの取組の実行については、葛城市DX推進計画を作成して以降に進めていくことになると考えております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** まず、推進手順のステップ0からステップ3についてご説明いただきました。それでは、続きまして、更に細かく、2025年度中に国が定める標準化を目指す20業務というのが実はございます。これは日本全国、どの自治体も全て当てはまるんですけども、20業務、国の示す順番ではないんですけども、大体システムの大きくくりできるような内容でいきますと、まず、住民基本台帳関連業務として、住民基本台帳、国民年金、選挙人名簿管理の3つ、それから税務関連業務として、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、それから国民健康保険関連業務のシステムとして国民健康保険、さらに、障害者福祉関連業務として障害者福祉、それと介護福祉関連業務として後期高齢者医療、介護保険、さらに、児童、子育て支援関連業務として児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、そして戸籍関連業務として戸籍と戸籍の附票、その他の業務として生活保護、健康管理、就学、印鑑登録、以上20業務が、国が、2025年度末までに標準化を目指しなさいというふうに言っているわけなんですけども、現在の葛城市における進捗状況についてお示してください。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 国が示す自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書第2.0版に従い説明させていただきます。葛城市では、20業務、全ての業務において、おおよそ同じ状況の進捗でありますので、まとめて説明させていただきたいと思っております。まず、国の示す手順では、フェーズとしては、計画立案、システム選定、移行という3つのフェーズがあり、その中で17の作業項目がございます。まず、最初のフェーズとして、計画立案については、①推進体制の立ち上げです。もともとシステムを共同利用しているものも多いため、各業務担当者への連絡体制等は構築されておりますので、既存のものを利用しております。

次に、②現行システムの概要調査についてですが、令和4年度に現行システムの概要調査を各業務のベンダー、事業者へ調査を依頼し、実施を行い完了しております。

次に、③標準仕様との比較分析については、令和4年度に現行システムの概要調査を各業務のベンダーに調査を依頼し、実施を行い、令和5年度現在も各業務で行っているところです。③については本年度中に完了する予定です。

次に、④移行計画作成です。移行計画作成についても、令和5年度現在でおおよその移行計画は策定できております。最終的には、③標準仕様との比較分析の結果等を反映して移行計画とする予定です。

次に、第2フェーズ、システム選定について報告します。⑤ベンダー、事業者に対する情報提供依頼については、RFIの資料の作成がございます。RFIとは、リクエスト・フォー・インフォメーションの略で、ベンダーに対して基本情報、技術情報などの情報提供を行うものです。

次に、⑥RFIの実施がございます。⑤ベンダーに対する情報提供依頼と、⑥RFIの実施については、令和4年度中に完了しております。国の示す手順とは一部順番が異なりますが、これは技術者の不足などにより、どのベンダーでも、市で標準化に対応できない業務、いわゆる移行困難システムが発生しないようにRFIの実施を早めたことによります。

次に、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化についてです。RFI結果分析及び移行計画の詳細化については、最終的には、標準仕様との比較分析の結果等を反映して完了する予定となっております。

以上がシステム標準化の手順のうち、完了済み、または着手済みのものとなっております。なお、今後の予定といたしまして次のようなものがございます。ベンダーの選定、契約、データ移行、運用テスト、本番移行、また、必要に応じまして、特定個人情報保護評価、PIA、条例、規則等の改正、以上の項目を今後実施していく予定となっております。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。この辺、非常にややこしいところなんですけども、現状の葛城市の進捗状況を分かっていたかかと思っております。ただ、これが早いのか遅いかという判断が、この辺、どこを基準にするかなんですけども、今後のところのデータ移行、運用テスト、実際の本番への移行という、ここが実は一番時間がかかる場所なんです。必ずここで問題が起きます。ですから、このところの時間をできるだけ確保するために、早く取り組ん

でいく必要があって、そういう意味では、本当に時間的な余裕は、非常にぎりぎりのところで進んでいるというところです。それでは今、現状、20業務のところを教えていただきました。

それでは、続きまして、この自治体情報システムの標準化・共通化における20業務以外の独自のシステムについての状況について教えてください。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 自治体情報システムの標準化・共通化における20業務以外の標準化範囲外の業務としては、福祉医療、住宅使用料、放課後児童、総合窓口、コンビニ交付がございます。こちらの業務については、葛城市の基幹系システムと密接に関係するもので、今後、国が用意するガバメントクラウドへ移行するののかについては、市の判断で可能となっております。これらのシステムは、これから調整していくこととなっております。

次に、その他の標準化対象外業務として、給付金システム、選挙期日前システム、当日在外選挙業務、GIS連携機能、被災者支援システム、滞納管理がございます。これらのシステムについても、各課でベンダーと調整をすることとなっております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。今、ご答弁をお聞きになって分かるように、標準20業務以外にもこれだけやることあるんです。これ、現場の担当者レベルでいくと本当に大変です。新しい業務ではなくて、従来からある業務やけども、手順が全部がらっと変わるわけなんです。これをあと2年ちょっとでやらないといけない。どれだけ大変なことかというのはお分かりになったかと思います。

それでは、続きまして、質問を進めてまいります。それでは、葛城市のDX推進への体制とデジタル専門人材派遣の考え方について伺います。これまでは、専門人材としてリコー・ジャパンとの連携やJ-LISというところへの職員派遣というのがございました。その後の対応も含めて伺いたいんですけども、専門人材の確保については、総務省が、令和5年の地域財政対策として、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員、要するにDX推進リーダーと呼んでいるんですけども、この育成に係る経費について特別交付税措置を講じております。その辺も踏まえた上でご説明をお願いいたします。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 葛城市のDX推進の体制については、葛城市DX推進検討委員会でDX基本条例、DX推進計画を作成していくという形で現在進んでおり、今後決定していくこととなります。

次に、国のデジタル専門人材派遣についてですが、国の支援制度として、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての経費、報酬費、委託料等について、財政措置、特別交付税措置がございます。国のメニューとしては、企業派遣型と人材紹介型の2つがございます。企業派遣型は、DXに取り組みたいという一般的な段階で必要となる専門人材へのニーズを想定されています。地域のDX推進に豊富な知見や実績を有している民間DX企業が社内の適切な人材を紹介、人材は、市町村職員のデジタルリテラシーの向上や、

基本計画策定に向けた全般的課題整理等に取り組む例が多く、専門性よりも幅広いニーズに対応できる人材を想定されています。

次に、人材紹介型は、基本的なプロジェクトを実施する段階で必要となる専門人材へのニーズを想定されています。D X全般への対応ではなく、個別プロジェクトを推進するために必要な各専門能力を有する人材を想定されています。葛城市としては、デジタル専門人材派遣については、今後検討していくことになると考えております。

次に、令和3年から、情報推進課の職員が地方自治体情報システム機構、J-LISへ出向派遣しておりましたが、令和5年9月に帰任し、現在、情報推進課でD Xの担当をしております。また、リコージャパン株式会社との連携については、前回の総務建設常任委員会でも報告させていただきましたが、2014年、平成26年から、リコージャパン株式会社の社員に実務研修員という形で、市の職員として民間の視点から庁内のプロジェクトに参画していただき、市役所職員と協同で執務室環境の改善、D X関連では、業務棚卸しや定型業務自動化ツール、AI-OCR、RPAの実証実験、クラウド型業務改善ツールによる行政経営の効率化の取組のアドバイスを行っていただいております。

以上でございます。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。国のデジタル専門人材の派遣について、いろんな制度があるんですけども、先ほどマッチングというキーワードがございました。この人材派遣、マッチングの場というのは今、何か設けていらっしゃるのでしょうか。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 国のデジタル専門人材派遣の制度概要によれば、毎年10月頃に国から公募がございます。例年12月から翌年3月までの間で、自治体とD X人材紹介企業との間でマッチング協議を行う期間が設けられております。そこでマッチングできれば、デジタル人材を受け入れるということになっております。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 国も含めて、地方自治体で専門人材の争奪戦がもう始まっているんです。県内でも大きな市は、4月、5月から募集をかけております。その辺り、どうやって確保していくかというのは課題になってくるんです。これが一番、今後の肝、キーになるかと思うんですけども、1つの方法として提案したいんですけども、ICTやD Xの展示会とか勉強会というのは、頻繁に開催されているんです。そこに行けば、国の所管の総務省やデジタル庁の方の説明、話が聞けたりとか、そういうD X関連企業の講演というのは必ず組み込まれております。そういった中で情報収集も必ずできます。それと同時に、そういった場合には必ず、自治体担当者やD X企業がマッチング先を求めてブースをつくっていたりするんです。そこで人材のマッチングを行われて、自治体に採用するという事例が、私も何度となく目にしているんですけども、逆に、こういうので私、やっている者ですという、自分から売り込みも結構あります。そういうところに出向いていくというのも1つ方法だと思いますので、できる限り、

これはもう早めに動いて、先手必勝ですので、優秀な人を確保するような手だてを複数試していただけないでしょうか。これはお願いしておきます。

それでは、続きまして、先ほどのリコージャパンの話に戻るんですけども、これは私の過去の一般質問でも提案させていただいて、実現しているんですけども、企業版ふるさと納税の人材派遣型、これを使ってリコージャパンが、葛城市との取組をしていただいていたわけなんですけども、先ほどちらっとおっしゃっていましたが、もう少し詳しく、現状の企業版ふるさと納税の状況について教えてください。

**川村議長** 高垣企画部長。

**高垣企画部長** 令和3年9月に、葛城市とリコージャパン株式会社との企業版ふるさと納税、人材派遣型による協定を行いました。この企業版ふるさと納税、人材派遣型の制度を活用してスマート自治体推進事業を行うことになり、業務改善ツールの導入の支援をはじめ、葛城市のDXの担当職員として活躍していただきました。現在は協定期間が終了しておりますので、新たに企業版ふるさと納税、人材派遣型での提携はない状況でございます。

以上です。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 現在、切れているんですよね。これは非常にもったいないんですよね。どこに理由があったかはもう定かではないですし、この辺も相手企業の方針なので分かりませんが、やはり1つの方策として、専門人材を確保するために企業版ふるさと納税というのは非常に有効な手だてであったのは間違いありません。ただ、それが切れたのであれば、その次の手というのを考えないと、せっかく途中まで進んでいるやつが、なかなか、また、これ、進捗が遅れるということにもなりかねませんので、ここは非常にもったいないから、また何らかの専門人材の確保というところをもっと考えてほしいと思います。

それでは、まとめに入りますけども、以上を踏まえまして、国の自治体DXと、今までの話の中で、時間的な猶予もあまりなくて、専門人材も不足しているというのがお分かりになったかと思うんですけども、本市、葛城市におけるDX推進の考え方についてお聞かせください。

**川村議長** 東副市長。

**東副市長** 東でございます。よろしくお願いたします。ただいまの奥本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国の自治体DXと葛城市のDX推進の考え方というところでございますけれども、国が定めておりますDXの全体手順書に基づきまして、現在、葛城市のDX推進計画というものを進めておるところでございます。今後、葛城市のDXによりますまちづくりを進めるためには、葛城市のDX化を支援する体制をDX推進計画の中でしっかりと明記いたしまして、推進組織と役割分担をはっきりとさせていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。また、葛城市のDXのプロジェクトを実施していくためには、DX全般の対応だけではなく、個別プロジェクトを推進するためのマネジメント対応といたしまして、先ほど出ております、専門能力を有する人材の確保というものが必要になるのではないかと考えて

おるところでございます。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** ありがとうございます。聞くまでもなく、おっしゃるとおりのことなので、本当にこれは、できるだけ、理事者だけの問題ではなくて、我々議会も含めて、非常に大きな問題だということ意識しながら取り組んでいくべきかと思っております。現状、県内の市の話に戻りますけども、この推進計画をかなり詳しく立ててやっているところは、本当に令和2年ぐらいからやっていたらとところもあるんですけども、現状として、12市の中では5市だけです。かなり早めに動いていらっしゃるの。それでもやはり、専門人材の確保が非常に難しいという声も聞かれております。まだ未策定のところ、うちも含めて、あるんですけども、本当に、出遅れてしまうと職員の負担が非常に大きくなりますので、ここのところは重々、分かりながらですけども、進めていくしかないんです。

最後に市長にお伺いしたいんですけども、これまでの今日の流れ、現状、取組というのを新たに説明していただいたわけなんですけども、今後、市の、その辺の自治体DXの組織的な体制とか、専門人材を確保するところに対してのビジョンというのがございましたら、お聞かせください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 葛城市のまちづくりを進める立場から、市長である私が全ての最高責任者であると考えております。今後、新しい業務プロセスやビジネスモデルを生み出して、市役所の組織の改革を推進するという意味で、誰が、どのような推進組織形態をとればよいのかということにつきましては、様々な角度から検討していく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 奥本議員。

**奥本議員** 検討をよろしくお願ひします。自治体のDXは、昨日からも一般質問がございましたけども、今日もございましたが、社会的弱者、障がいをお持ちの方に対しての社会参画が可能となる機運でもございます。その辺りに対して、広く新しいシステムを早めに導入するというのは肝になるんですけども、今後、組織的なことを今、市長、答弁いただきましたけども、それがある程度定まって、推進計画ができて、システムの選定ができて、本番の運用テストに入ったところで必ず起きる問題が1つあるんです。これは事前に言っておきます。そこに対しての対策というか、ある程度心構えを持っておかないと、そこで必ずつまづくというポイントが実はありまして、これは私の経験もそうやし、ほかのところでもそうなんですけども、民間と違って、自治体の業務というのは、これを進める上でも難しい点というのがあるんです。新たな取組に対しての業務の導入は、ハードルは低いんです。ところが、古い業務を廃止するというのは非常に難しい。これが民間と違う一番の点です。民間の場合、この業務はあんまり役に立たないとなると切ってしまうとできるんですけども、自治体がなかなかそれができないんです。その見極めができないと、どんどん業務が増えていってしまう。一番最初に、冒頭に言った業務の肥大化というのはここなんです。特に、こういう業務手順、本当に根本から変わるようなシステムを導入する際には、その考え方が必ずハードルにな

ってきます。具体的にはどういうことかという、新しいシステムを使いなさいと提示されましたけど、それも使うんですけども、非常に慣れないせいでまどろっこしい、時間もかかる。並行して古いやつも使う。この二重化が起こるんです。絶対起こります。そこをできるだけ早く解消するというのが、システムの運用を進める上での一番の肝になるんです。その辺り、現場担当者の方は、従来慣れた方法を使いたいと分かるんですけども、できる限り、これだけの量があるので、全てを二重化するというわけではないと思いますけども、半分でも二重化の部分が残ると、業務が本当にどれだけ大変になるかというのは目に見えていますから、その辺りをうまく、C I Oになる方なんかは特に、その辺りの業務手順とか業務の流れも含めて、現場のほうの管理・監督も含めてやっていただければと思います。その辺のところでC I O補佐官というの也要るのかなと思いますけども、本当に組織を挙げて対応していかないと、非常に大変な問題なんです。その割には、みんな分かってないですよ。だから、本当に重ねてお願いしておきますけども、葛城市のD X推進計画がうまく運ぶようお願いしておきます。

以上で質問を終わります。

**川村議長** 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、午後3時35分から会議を再開いたします。

休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時35分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、2番、横井晶行議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

横井晶行議員。

**横井議員** どうも皆様、市議会議員の横井晶行でございます。

今日は3つ、発表いたします。1つ目は、水道事業について。2つ目、都市整備事業について。3つ目、外来種対応について行います。

それでは、質問席から行います。

**川村議長** 横井晶行議員。

**横井議員** 理事者の皆さん、葛城市水道事業のその後を問います。議会では、特別委員会を設置し、激しい議論が交わされましたが、ついに2022年12月、阿古市長のご英断により、葛城市は県域水道一体化に参加せずに、葛城市独自の水道事業を歩むことになったのです。そこで、去年12月から今日までのその後の水道事業はどうなっていますか。どうか市民を安心させてほしいのです。お願いします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

その後の水道事業についてとのことでございますが、その後におきましても、本市の水道事業は、既存の水道ビジョンや他の計画に即し事業を執行し、いつでも安心して飲める、安全で信頼される水道水を市民皆様にお届けできるよう、日々努力して業務を継続しております。令和4年度水道事業会計決算におけます状況を簡単にご説明申し上げますと、給水人口

は3万7,782人で、前年度より166人増加しており、毎年増加を続けております。経理につきましては、燃料費を含めた物価高騰や県営水道の受水を増量したことなどにより、前年度よりは減益となったものの、独立採算に沿った経営の合理化に努め、約3,738万円の純利益を計上することができました。

建設改良工事といたしましては、各浄水場の機械装置の更新工事や、老朽管の布設替工事等の建設改良費で約3億1,026万円を執行いたしました。また、建設改良工事につきましては、令和5年度水道事業会計予算でも、各浄水場の機械装置の更新工事など浄水設備費で1億3,762万8,000円、老朽管の布設替工事などの配水設備費で2億2,758万4,000円を計上しているところでございます。

それ以外に申し上げますと、本年4月から上下水道部の組織体制を見直し、係の統合等を行った上で、水道課と下水道課それぞれにある総務係を1つの係として業務を行うことで効率化を図るなど、組織力の強化を図ったところでございます。

今後取り組むべき大きな課題といたしましては、管路や浄水場などの施設更新、水質に対応するための処理施設の整備、自己水源を多く活用するための新規水源開発等がございます。これらにつきましては、本年度より着手しております水道ビジョン改定業務の中でじっくりと、また、それ以外のところでもしっかりと検討し、取り組んでまいります。また、トリクロロ酢酸が高めに検出される、加えて最近では、カビ臭の発生により、市民皆様や議員皆様にご心配をおかけしました経緯もございます。それらを解消し、更に安心して安全な水道水を確保するための取組を進めてまいります。今後も、持続、安全、強靱の本市水道事業の基本方針を目標として努力し、業務を継続してまいります。

以上です。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** それでは、今後、葛城市の未来の水道ビジョンについてお聞かせください。お願いします。

**川村議長** 井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 水道ビジョンの改定業務についてご説明申し上げます。平成23年3月に策定し、平成31年3月に見直しを行いました、本市の水道ビジョンの精度を更に上げるため改定を行います。老朽化した水道施設の更新を進め、かつ、将来的な水道料金への影響を極力抑えるため、存続する施設の選定や、管路更新の優先順位など、中長期的な視点で今後の施設整備等の在り方を十分整理していきます。加えまして、同時に、新規水源の開発に向け、調査検討も進めてまいります。この水道ビジョン改定業務は、本年3月定例会の令和5年度水道事業当初予算におきまして、令和7年度までを期間とし、限度額を4,451万1,000円とする債務負担行為を議決いただいております。令和5年度から令和7年度までの3か年をかけ、しっかりと行ってまいりたいと存じます。

以上です。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

それでは、第2番目の項目に入ります。都市整備事業について。都市整備事業の継続的な

是正状況を確認します。質問。現在、2023年においても、都市計画法や建築基準法違反の可能性のある既存建築物に対して通報があった場合につきましては、奈良県に対して報告、情報提供をしているのでしょうか。行政として継続的な是正措置を実施しているのでしょうか。

**川村議長** 安川都市整備部長。

**安川都市整備部長** 都市整備部の安川です。

都市計画法や建築基準法違反の可能性のある既存建築物に対して通報があった際は、行政処分の権限を持つ特定行政庁である奈良県に対して、報告、情報提供を継続的に行っております。

以上です。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

さあ、いよいよ第3番目の項目に入ります。近年、葛城市の市役所東側の公園の桜並木が、外来種、カミキリムシに侵食されているのです。ほかでも外来種、カミキリムシの繁殖力が強く、自然を愛する市民にとって、とても脅威でございます。当該公園だけではなく、市全体として、外来種、カミキリムシへの対応はどうされていますかということです。お願いいたします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いたします。

近年、主に桜の木で被害が確認されているカミキリムシは、クビアカツヤカミキリという外来種でございまして、2012年に愛知県で初めて確認され、2018年には、環境省により、生態系等に被害を及ぼすおそれのある特定外来生物に指定されています。クビアカツヤカミキリは、一度に数百から1,000個以上の卵を産むため、増殖が早く、一本の樹木に多数の幼虫が侵入、樹木の内部を食い荒らし、観光名所の桜並木が枯死するなど、関東、関西を中心に大きな問題となっております。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 続けて質問します。桜の木などを枯死させてしまう、大変なカミキリムシであるということですが、それでは、次に、奈良県の被害状況、そして葛城市の被害状況などについてお尋ねします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** お答え申し上げます。

奈良県内では、2019年に生駒市と御所市で初めて被害が確認され、本市でも2020年に被害を確認いたしました。本年9月時点では、奈良県北西部を中心とする25の市町村で被害が確認されております。本市におきましても、本年、市民から約40件の報告をいただき、7月には、葛城山麓公園内の桜の木、約30本で被害を確認するなど、市内各地の公園や公共施設の桜の木に被害が増加している状況でございます。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

さあ、3回目行きますよ。奈良県でも25の市町村で、そして葛城市でも、公共施設をはじめ被害が増加しているということですが、この対応策はございますか。葛城市での現状対応についてお尋ねします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 現在のところ、抜本的な対応策はなく、食害された樹木から全ての幼虫を駆除することは困難なため、被害に遭った樹木から成虫が飛散し、他の樹木を食い荒らさないようにすることが主な対策となっております。本市におきましては、クビアカツヤカミキリの活動が活発になる春から夏にかけての時期に、各施設管理者が定期的に被害の対象となる樹木を確認し、早期発見と成虫の飛散防止に努めているところでございます。被害が確認された樹木には、防除ネットを巻いて成虫の飛散を防止するとともに、農薬の散布により幼虫の駆除を行っております。その際、発見した成虫はその場で捕殺しております。そして、被害が大きく、倒木のおそれがある樹木につきましては、伐採を行います。個人の所有地でクビアカツヤカミキリを発見したとの相談を受けた場合は、担当者が現地を確認し、奈良県景観・自然環境課が発行しております、奈良県クビアカツヤカミキリ防除マニュアルをお渡ししながら、対応策について説明を行い、その後の対応をお願いしている状況でございます。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 2番、横井です。

さあ、続きまして行きます。これまでの対応についてご説明いただきましたが、今回、私が一般質問で取り上げようと思ったくらい、今年は特に被害が拡大しているように感じます。今年度に入っての葛城市の取組について更にお尋ねします。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 本年度は、区長から、特定外来生物クビアカツヤカミキリに対する注意喚起と、駆除に使用できる農薬などを区長会で皆様知らせてもらったというご意見をいただきまして、4月の区長会でその機会をいただきましたので、説明かたがた、防除マニュアルをお配りさせていただきました。そして、市民皆様に向けて、広報かつらぎに加え、市のホームページのくらし・手続きをクリックし、そして、ごみ・環境、お知らせと進んでいただいたところに、クビアカツヤカミキリにご注意くださいのページを設けさせていただきました。クビアカツヤカミキリ、早期発見の手がかりとなる、フラスと呼ばれる木くずとふん、対処方法など、画像をつけて、また、マニュアル、そして奈良県景観・自然環境課及び環境省の関連説明ページにリンクできるようにさせていただいております。

クビアカツヤカミキリの定着・被害の拡大を防ぐことができるよう、防除の手を緩めず、市民皆様に引き続き積極的な情報発信を行うとともに、効果的、効率的な防除に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。発見された場合は、本市環境課と、その土地や施設の管理者、また、奈良県景観・自然環境課へ連絡をいただきますようお願い申し上げます。

**川村議長** 横井議員。

**横井議員** 3部長、ありがとうございます。理事者の皆さん、私は、市民の声を声にいたします。そ

れが私どもの務めだと思っておる次第でございます。理事者の皆さん、今後ともお力添えを  
よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

**川村議長** 横井晶行議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、11日から15日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会がそ  
れぞれ開催されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時53分